

花巻市まちづくり基本条例策定委員会（第3回）【記録】

日 時 平成19年11月12日（月）午後2時～午後5時

場 所 花巻市役所本館3階 301会議室

出席者 委員10名（欠席1名）

- 内 容
- 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 協 議
 - （1）前文について
 - （2）市の目指す姿について
 - （3）参画と協働について
 - （4）住民投票について
 - （5）その他
 - 4 今後の日程について
 - 5 閉 会

事務局(佐藤地域振興課長補佐) (本日の出欠席の状況を確認後、第3回策定委員会の開会を宣言。)

議 長 本日はどうもご苦労様です。前回の第2回の策定委員会では、3時間以上にわたる
(高橋委員長) 長丁場の会議をやりまして、非常に激論が交わされたわけですが、それから1週間で第3回目ということで、大変お疲れだと思っておりますけれども、今日で、全5回策定委員会があるのですが、前半の3回は今日で一応終了ということで、多分12月1日からパブリックコメントに出して、パブリックコメント用の条例素案を取りまとめるという作業に入りたいと思っております。

それで、今日は時間が2時間なのですが、普通2時間ですと、途中、休憩を取らないでやるのですが、やはり多少、頭を冷やしたほうが良いということで、会議の進行状況に応じて、なるべく1時間程度のところで休憩を取るような方向で考えております。場合によっては、若干、会議が延びる可能性もありますので、その点はご容赦ください。

ということで、実は前回の、特に市民会議の基本理念、それから参画条例をどうするか。そして、住民投票条例をどうするか、市民の権利をどうするか等々を巡って、或いは地域コミュニティ会議等について、非常に激論が交わされまして、基本理念については、一応、合意の方向が見えました。ただ、残念ながら市民参画条例については、平行線のまま終わりました、こちらのほうで地域振興課に対して、さらに上層部に対して調整をお願いするといった要請をしたわけです。その結果、今日の資料にありますパブリックコメント案、それからA3の今日の11月12日付けの事務局修正案が出てきております。今日は、この最終的な修正案を見ながら、市民会議の提言書と比較して、議論していきたいと思っております。

今日の流れとしては、次第がありますけれども、今日も大分いろいろな項目があります。最初にまず前文について少し長すぎると、いろいろなことが入りすぎているということで、もう少し前文を整理して、その基本理念のほうに、もう1回戻したほうが良いのではないかとということで指摘があったわけです、その前文について。

それから2番目として、前回、最大の課題だった市民会議の基本理念。これが事務局案では「基本指針」となっていたのですが、「市の目指す姿」というふうに名称が考慮されまして、その中身に関してどうかということ。そして、今日、最大のテーマで

ある参画と協働について、そして、これと併せて住民投票について。さらに今回、実は市民会議案と、提言書と事務局案との差が非常に大きい点に絞って議論しましたので、条例全体に関して検討しておりませんでしたので、その他の点について、もう一回最初からみていきたいと思えます。

ということで、早速これから協議に入りますので、まず最初に前文についてです。これについて、今日の12日付の修正案について、まず事務局から説明お願いしたいと思えます。

事務局(菊池地域振興課長)

具体的にお話に入る前に先週の金曜日、私ども、部長層以上で構成する総合計画委員会がございまして、そこで只今、委員長からお話あった点について、私ども説明させていただきました。その結果、或いは経緯について、ご報告をさせていただきたいと思えます。

まず11月9日総合計画委員会におきまして、私どもから、まちづくり基本条例の案についてご説明しました。前文から初めて説明したわけですが、前文については以前にこの総合計画委員会に示していなかったために、市民会議から出された意見を参考に、この内容だということでお示しをさせていただきました。

それから第2章の市の目指す姿、これについてはまちづくりの基本指針ということであったわけですが、先ほど委員長からお話があった通り、いずれ策定委員会の中では、この事務局案というのは内容を圧縮しすぎていると、前文に組み入れたものを本文に戻してほしいという要請を受けて、今回お示ししてあるようなかたちでの修正案ということで、総合計画委員会のほうに提示をさせていただいたところであります。

それから、最も議論の大きかった第7章参画と協働、或いは住民投票についての条例化。この関係について、議論をこの総合計画委員会でも重点的にさせていただいたところであります。その結果でありますけれども、結論から申し上げますが、残念ながら市としては、この参画に関わる具体的な条例については作成をしないと、こういうふうな結論になったところであります。ただ、住民投票については、この前ご説明を申し上げましたが、市民の権利を制限し、或いは義務を課すという条文もございまずことから、条例事項であるなど、こういうふうなことになったわけでございますが、参画に関わる手続き的な条例については、残念ながら、つくるといふことにはいたらなかったわけでありまして、その主な理由でございますけれども、条例は前段申し上げました市民の権利を制限し或いは義務を課すようなものについては、条例に規定すべきものでございまして、それ以外の細かいものについては、条例ではなくて、規則とか要綱、指針等で定めるべきではないのかなという意見が大勢でございました。私どもとすれば、条例化の意味というものについて、3点に分けてご説明させていただいたところであります。いずれこのへんについては、私ども行政側にお任せさせていただきたいと、こういうふうな意見がありましたことから、本日、残念ながら、その部分については別に条例で定めるというふうな修正文にはなっておりません。いろいろご議論もあるかと思えますが、とりあえずそういうことで、最初にご報告させていただきました。ただ、その後において委員長から、参加の手続きについては参加対象、参加方法、マッチング、この3つのルールが基本とのご提言をいただきましたので、今回の事務局案としては、それを踏まえて一応修正文ということで、ご提示をさせていただいております。

それでは、具体的な中身について、ご説明いたします。

事務局(奥山上席主任)

それでは、前文について、修正点を説明させていただきます。資料NO.1、A3の横長の資料をご覧ください。一番左側が市民会議の提言書、左から順番に第1回の策定委員会、2回、3回ということで、修正の経過が分かるようなかたちで提示をさせ

ていただいております。尚、職員プロジェクトチームの意見につきましては、この中から割愛させていただいておりますので、ご了承願います。

前回、第2回から第3回への修正点につきましては、アンダーラインを引いている部分になります。具体的に申しますと、第2回の委員会のときに、「自然に包まれた緑と水と湯の温もり溢れるまちです」という部分を、「自然」を「緑と水に」という表現にいたしまして、「包まれた湯の温もりあふれるまちです」というように直させていただいております。

それから、下の方の7、8行目くらいになりますが、「子どもたちと一緒に」という部分に「今」という言葉が入ってございましたが、この条例がずっと使われていくことを考えまして「今」という文字を削除させていただいております。

第3段落目にいきまして、「私たちは、自然と共生しながら地域の産業を振興し」と修正させていただいておりますが、左側の、前回お示した案のときには「里山や農村風景」から「観光業を育成し」というところまでございました。この部分につきまして圧縮するかたちで、このように表現させていただきまして、この中身については削除というわけではなく「市の目指す姿」のほうに入れさせていただいたという格好になっております。

なお、もう一箇所、下のほうに「力を合わせて」という部分と「新たな自治のまち」という部分がございますが、「力を合わせて」の部分については、「みんなが」という言葉を削除させていただいたのと、「新たな自治のまち」の「」を外させていただいたという格好で修正させていただいております。

議長 出来れば、申し訳ないのですが、前文お読みいただけませんか。やはり、共有したいと思しますので、すみません、誠に申し訳ないのですが。

事務局(奥山上 それでは、前文を読み上げさせていただきます。

席主任)

(前文を読み上げ)

議長 ご苦労様でした。前回提示された11月5日の案に比べると、だいぶ簡略化されまして、ちょうど市民会議と前回のと中間ぐらいということで、分量的には適切かなと思いますけれども、まず、この前文の中身について委員の方、ご指摘とか質問、意見ございますでしょうか。

佐藤(建)委員 内容はかなり精査されて、必要なことはだいたい入っているかなと思います。あと、表現の問題として、2行目「先人たちは」から始まって「精神的な支柱である風土や文化を世界へ発信してきました」これで1つの文章ですが、これ5行1文というのは、ちょっと長すぎるのではないかと思います。途中で切るか、何か表現形、少し工夫なさってはいかがでしょうか。他は、だいたい長くて3行ぐらいで1文になっていますので、ここの部分だけ、ちょっと引っかかりました。

佐々木委員 一番最後の方の4行目「市民が自ら考え、決定し、行動する」という、ここの文章なのですが、お隣の北上市さんの例をみてわかる通り、例えばゴミ収集の有料化につきましても、だいたい市民の側から出てこないのですね、こういう場合は。ですから、先ほど、何の場合でもそうですけれども、市の方に任せていただきたいという発言があったとおり、だいたい市政に関して、他の市町村がやっている、やらない、県がやっている、やらないはあるかもしれませんが、だいたい市の方から、こういう提案があって、これについて、どうのこうのということが多いので、そういう意

味で、ここに前文に、こういうことを書かれてあるということは、やはり市民の方が真面目に、このように考えていくことに、これからはなるのだなという認識を持って対応していかなければならないのだとそういうふうに思います。そのへんのところ、これで良いのかなど。例えば、小規模の小学校が20年度、21年度でしたか無くなるというような状況の中で、一部の地域で署名運動もありますけれども、そういう部分でも、やはり、その地域の人たちが自ら考えてという、署名するまではいいのですが、本当に自分たちの意見を通そうと思えば、それが住民投票になるのかもしれないし、そうした中で、そういった現実私たちが、本当に考えて決定し参画出来るのかという、具体的な一つひとつの例を、私たちもここから一緒に考えて今日の会議を進めていきたいと、そういうふうに思っております。

議長

どうもありがとうございました。あくまでも、このまちづくり基本条例というのは、そのまちづくりの主体、主役は市民であると。ですから、あくまで市民が主体的に行動し、そして参画し決定していくということを前提にして、そういった市民がおりなすまちづくりということが目標ですので、前文というのは、あくまでも目標というか、これからこういったまちでありたいということを示すもので、現実としても、市民会議というかたちで市民の方を中心にして、条文の提言書まで出てきたということで、やはり花巻もこういった姿に近付いてきているということ踏まえて、こういう前文が出ていると私は解釈しております。

あと、ご意見ございますか。

丸山委員

前回、非常に議論になって重要なことなので、前文には良いこと書いてあるのですよ。市民が自ら考えて、決定して。「決定して」ですよ、やはり私も気になるのは。決定するということは、要するに市民と行政が一緒になって審議して決定するのではなくて、ここでは「市民が自ら考え」ですよ。尚且つ議会に任せるとも書いていないわけで、要するに市民に決定権がありますよということを、ここでは表明しているわけですよ、文章として。そうすると、なぜそこで最も有効な手段である市民参画条例という、要するに市民が本当にいろんな場で考えてくるシステム、構造、仕組み、議論の仕方、そういうものを、なぜ省いてしまうのか。そうであればこの決定という言葉は逆に省いてほしいと思いますよね。要するに行政が計画、立案して市民はそれに協力すると。それが協働なのだということでない、前回の議論は意味がなくなるというよりは、本当の意味での市民参加をここではしないぞということを、最初にいってほしいのですよ。以上です。

議長

丸山委員の思いは分かります。非常に厳しい意見で、先ほどの事務局の幹部会議といたしますが、総合計画委員会での説明というのは、本当は後でやっていただくと思っていたのですが、最初にそれが出てしまったので、初めから委員会のトーンが対立型になってしまうということが非常に残念なのですが、私も本当は市民参画条例については残念でないということですが、それは後で議論することにして、今おっしゃったような、確かに前文で掲げているような市民が自ら考えて行動する、こういった非常に素晴らしい姿と、実は、そのあとの条文で出てくる、かなり抑えられたといいますか、市民会議の提案から比べると相当後退したという部分について、ギャップがあるのではないかとご指摘。それから多分、市議会で指摘されると思うのです。市民が決定するとは、言いすぎではないか。やはり決定するのは市民の代表である、いわゆる首長とか議会であろうと。このへんがやはり出ると思うのです。このあたり、どうするか。一応、パブリックコメントの意見も踏まえて、後日、修正するというだけでも良いと思うのです。あまり性急にカットするということではなく

て、そのへんいかがでしょうか。

それから、先ほど佐藤委員からありましたように、第1パラグラフの一番最後のセンテンス、5行にわたって長いという点。やはり分かりやすさを考えると、どこかで1回区切ったほうが良いという、表現上の問題ですね。このへんは是非ともお考えいただきたいと思うのです。前文は、おそらく多くの市民が中心に読むと思うので、ここはなるべくわかりやすく短い文章が望ましい。どうしても条例の文章が長くなってしまいますので、ここは先ほどの意見を参考にして表現を適切にさせていただきたいと思うのですが。どうしても今の「市民が自ら考え、決定し、行動する」このへんのところが、引っかかる。これは両面があると言ったように、後日、議会等々と。それから先ほどの市民参画条例が、結局どうも難しいということと、矛盾するのではないかという2つあったのですけれども、このへんについて、どうしようかなというところです。

平賀委員 市の方からは、第2回案からこの「決定」は書いてありますけれども、何か私たちが思う決定と違う決定を考えているのではないのかなと。ちょっとそのへんが、私たちは決定というと、ものすごい重みを持って感じてしまうのですけれども、そのへんは、どの程度の決定を考えてここに入れられたかを、ちょっと知りたいなと思います。

議長 この「決定」という表現が、今、問題になっていますけれども、いかがでしょうか。こういったニュアンスを込めて事務局ではこれを入れたのか。

事務局(菊池地域振興課長) この「決定」というのは、いずれ全ての地域の様々な案件とか、課題等について、行政に委ねるのではなくて、自分たちで出来ることは自分たちで考え、決定していただくとう、こういうふうな趣旨で書いたものでありますが、しかしながら、丸山委員おっしゃるとおり、様々な場面で、主役は市民でありますし、委員長もおっしゃっているとおり。これは、50年後も100年後も続く条例ということでありますから、段々とそういうふうに収れんされていくのかなという思いもございます。

丸山委員 収れんされるというのは、どういう意味ですか。

事務局(菊池地域振興課長) 流れとしては、市民が主役のまちづくりというのは、大きな流れでは変わらないだろうと思います。ただ、まだ花巻では協働のまちづくり、或いは一緒になってやっていく仕組みというのは地に着いたばかりでございますので、様々な紆余曲折経ながら、やがては望む方向に進むだろうという意味でお話したのであります。

村井地域振興部長 この「市民が自ら考えて、決定し、行動する」という文章は、コミュニティ会議の設置の趣旨の文章から取ったものです。コミュニティ会議には、確かに決定権もすっかり委ねております。ただ、それが今後の市の行政、市民参画、協働の行政全体に共通することかという、それはちょっと違うなと事務局としても思います。やはり市としての最高意思決定機関は議会であり、市長でございますので、ここは、ちょっと表現としては適切でないかもしれません。ここはコミュニティ会議を推進する上で、地域のことは地域で決めて行動してくださいという思いが、ちょっと強く出たと思います。

佐藤(建)委員 この場合の決定というのは、前後関係からみていくと最終的な議決とか結論を出すとかいうことではなくて、市民がまず自分で考え自分で決定する、そして行動に参画する。要するに会議として決定ではなく市民自身が考える、決定して行動するというふうに私は理解したのですが、それを、まるで最高機関みたいな、決定みたいになっ

ていったので、ちょっとおかしいなと。前後関係からみていくと、私が言ったような解釈で充分成り立って、それで全然、矛盾は何もないと思うのですが、いかがですか。

議長

私も、おそらく字面だけみて取り上げると、この決定という言葉に対してアレルギーを示す、特に議会等でいらっしゃるかもしれないという、そういう懸念があったのですね。ただしよく読むと、今おっしゃったような、地域のことは地域で市民が自ら決めるといように理解できますので、私は、これはそのまま生かしておいてパブリックコメントやった上で、むしろ逐条解説等で、決定の意味をきちんと書いていただくということ等で対応出来るのではないのかと思います。ただ、もちろん字面をとらえられて、誤解されるとまずいということで、多少、表現を変更させるということはあるのも良いと思うのです。このへんの扱いについては、とりあえず前文については、この通りいくということではよろしいのではないのでしょうか。或いはパブリックコメントを経たうえで、再度、表現等について検討したいと思うのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは前文に関しては、このへんで終わりにして、いよいよその次に前回最大の前半の大きいテーマであった基本理念、市民会議の最終提言の、これを踏まえて市は「基本指針」とされたのですが、かなりまとめすぎてしまったということで、前回いろいろ調整を経て「市の目指す姿」にと、こういうふうに名称が変更して、さらに「子ども」については、別なところに持っていくということで大分考えたのですけれども、今回こういうかたちになったということで、それでは、もう一回事務局の方で「市の目指す姿」について、これは条文でいいますと2頁目の第4条です。

それから、もう一つ大きな変更点は、市民会議提言に最終的には戻ったのですが、この「市の目指す姿」についてを先に出して「まちづくりの基本原則」を、また後にすると、つまり我々が目指す目標を最初に掲げて、その達成するための原則は、その後持っていくという市民会議の最終提言の順番に戻したということなのですが、それでは、これについて説明をお願いします。

事務局(奥山上
席主任)

それでは前回の検討結果を踏まえまして、今ご説明いただきました通り、市民会議提言の第2章まちづくりの基本理念、こちらにつきまして第2章「市の目指す姿」と提案させていただいてございます。

市民会議提言の第4条子どもに関しましては、右側の方の第3回たたき台の一番下の段にいきますけれども、市民の権利の部分で、子どもという規定を第8条とさせていただいております。こちらにつきましては、子どもの年齢に応じてまちづくりに参画する権利について規定したのが、第1項と第2項に、その子どもたちを市民、市議会、市と一緒に子どもたちの人権を守り、健やかに育つ環境をつくるよう努めるという規定としてございます。

市民会議提言の第5条の生存部分に関しましては、今回の第4条のところに入ってきております。そういった関係で、前回、第2回たたき台のところの(1)子どもたちの人権が守られ、という件に関しては、今回の提案からは外させていただいております。第8条の方に入っているという考え方です。そういった格好で、こちらのほうに6本の柱となっております。前回の検討結果を踏まえまして、何々の「まち」という書き方だったものを、それぞれ「まちづくりを行う」ですとか「目指す」という書き方に変えさせていただいております。また、前文の方に入っておりました「里山や農村風景」といった部分につきましては、第2号になりますけれども、「未来へ継ぐべき」

の以下の部分に記載をさせていただいております。

なお、第5条の中でおりました「世界が全体」という引用文ですとか、或いは「快適な住環境をつくる権利があります」という規定ですとか、「適正な人口を維持する」という部分、或いは、「企業を育て、また新たに誘致し、産学官の連携による起業を育成します。」といったような表現につきましては、今回、掲載はさせていただかないという格好にさせていただいております。

感想を言って申し訳ないのですけれども、市の目指す姿という中で、前段のところでは「まちの実現を目指すものとする」と書いたためということかと思えますけれども、何々の「まちづくりを行う」という書き方は、なかなかしっくりこないといいますが、何々の「まち」という書き方のほうが良いのかなというような意見も、事務局のほうでもございましたことを申し添えます。以上です。

議 長

今、説明があったのですけれども、前回の策定委員会で相当議論しまして、今言った「子ども」については、この第4章ですね、市民の権利及び責務の最後のところに、「子ども」という条文を単独で設けて、こちらに移すということ。それから先ほどあったように、権利という規定ですとか措置を講ずるみたいな、政策的な規定はちょっと省いて、それから「生存」という定義、これは市民会議で非常に拘りがあったのですが、これについては、例えば後で議論するのですが、第6条「市民の権利」というところで、平和的生存権というあたりも含めて、「生存」という言葉をなるべく生かそうということで、この「市の目指す姿」には「生存」という言葉が入っていないということなのですが、これを読んで、いかがでしょうか。委員の方から、少しご指摘、ご意見を伺いたいのですが。これでも、かなりまとめすぎという、おそらくそういう思いがあるかと思うのですけれども、丸山委員いかがでしょうか。

丸山委員

あれだけ言ってきて、ここまで簡略化していただければ、ちょっとまた同じことの繰り返しだろと思うので、ちょっと私の方は、今、差し控えておきます。ただ、先ほど事務局も、まちの実現を目指すところにおいて、まちづくりを行うとか、言葉の問題ですよね。これは、ちょっと気になりますよね。とりあえず、それぐらいにしておきます。

議 長

佐藤委員、いかがでしょうか。

佐藤(建)委員

市民会議の方の趣旨はだいたい入ったかなと、子どもは別条になっていますけれども。ただし市民会議の提言書の中で、施策に関する部分を割愛したと。大きくいえば、そういうことだろうと思うのですが、或いは宮澤賢治の言葉の引用部分を割愛したと、多分、そういうことだろうと思うのです。そういうふうな視点でみていくと、確かにかなり整理されたかなと、必要なことはだいたい入ったかなというふうに思います。ただし市民会議の提言書をつくった張本人としてみると、少し、一抹の寂しさがあります。ただ、条文化という作業の中では、ある意味では仕方がないのかなと。要するに私たちがつくった市民会議の提言書は、まだ未整理状態で、とにかく、ごちゃごちゃいっぱい並べてあったことは確かですので、整理すると、こういうことなのかなというふうに思います。

議 長

あと、ご意見ございますか。例えばここに、こういうものを入れるべきだといった意見ですとか、先ほど事務局の方から説明あったように、こういった表現と、そういった「まち」という2つ表現の方法があると思うのですが、どうでしょうか。これは特に前回の、何々の「まち」といったような表現と、今回のような、いわゆる普通

の表現と、どちらが良いのかという、藤田委員いかがでしょうか。

藤田(公)委員

市民さんがこれをお読みになって、どういうふうに捉えるかということが、とても大切なことだと思うのです。その場合、前回の「まち」という言葉で終わるほうが、受け取りやすいですね。読みやすいということは、あるかもしれませんが。今、すごく、行政文書として、冷たく感じるような、文章表現の終わり方なのかなというふうに思います。「目指す姿」ですから、「姿」をどうしていくのかといったときに、行う、目指すはいいとして、努める、推進する。まちづくりというよりは、何かの行政の文書の終わり方と同じようなかたちになっていて、もうちょっと、言葉の優しいかたちに変えたほうが良いのではないのでしょうか。特に、パブリックコメントに出されるのであれば、やはり受け取りやすい、先ほどもありましたけれども、誤解とか取違いとか読み違いがあるような表現というのは、やはり避けて、市民の方たちが皆さんわかりやすい文章というのが、今の行政文書のこれからの進むべき道だと思うので、少し表現のほうを変えられたらいかがでしょうか。皆さん、どうでしょうか。

議 長

非常に貴重な意見です。今回の「市の目指す姿」については、語尾について前回のよう、何々の「まち」というふう言い換えられます。これは容易な作業でして、確かに今おっしゃったように、今回は、どうも行政文書的なかたさが、ここはやはり市民の方に、花巻はこういったまちを目指すのだと非常にアピールするところですし、市民会議の議論の、ある意味でいうと花巻の独自性が、こうなってしまったのですが、しかしやはり市民会議のメッセージとして受け取ってほしい。そうなった場合には、なるべく今、藤田委員おっしゃったようなこと踏まえて、何々「できるまち」というふうな表現のほう非常にわかりやすいのではないかなと私も思いますが、そのへんどうでしょうか。

平賀委員

第2回目の方が、やはり好きです。好き嫌いと言ってはいけないかもしれませんがけれども、「行う」とか「目指す」とか、何か狭まった感じがしてしまうのです。でも、こういうまちにしたいという「まち」となると、どんどん、想像も空想も膨らんで、目指す姿が私たち市民にとっては広がるような気がして良いなと思っています。いかがでしょうか。

佐々木委員

市民の一人で言えば、市民憲章の文章が非常に読みなれていますし、聞き慣れていますので、同じ文体の方が、何々を「つくります」「努めます」の方が馴染みがあるような気がします。

それからもう一つ、前文の「結いの精神」それから「明るいイーハトーブの実現」を目指すということの条例ですから仕方ないのですが、人権とか権利とかということが、どうもしっくりこないのです。特に、前も言いましたけれども、どうして子どものところだけ強調するのかということが、ちょっと疑問だったのですが、ここでも一番最後、第8条のところに「すべての子どもの人権が守られ」と結局、子どもの人権だけが、ここで強調されているような格好で、では、お年寄りやそういった人たちの市民みんなの人権はどうなるのかということが逆に。要するに、これをパブリックコメントで出してくれば、なお良いと思うのですが、出てこなければ、みんな子どものことを考えているのだなというふうに客観的に捉えていいのかなと、そういうふうに思います。以上です。

議 長

今のご意見は、確かにそういう意見が出るな想像していました。子どもに関しては、他の自治体でも私は委員やっていて、いわゆる子どもの規定は削れという意見を出す

方がいました。根拠として子どもだけ特別扱いはいかがなものかということです。高齢者とか、障がい者もいるだろうという意見はあるのですが、やはり子ども人権条例、子ども権利条例という大きい流れもありますし、子どもに関しては、自分で権利の保障は出来ないという部分もありますので、やはり今、こういう規定を入れるような必要性は私はあるのではないかと思います。これに基づいて、もっとこれからの将来を担う子どもの権利を実現するような花巻市でありたいと、そういった思いを込めていると私は理解しているのです。これは、もちろん議論が分かれるのですが、これはパブリックコメントにかけてみて、どういった意見が出るかといったことを踏まえた上で、あらためて検討した方が良いと思うのです。それから、今おっしゃったように「努める」ですか。そういった語尾が良いという意見もございましたが、この最初の事務局案は、普通の表現と、それから何々する「まち」という表現、それから今言った「努める」という市民憲章の表現と。このへんいかがでしょうか。

照井委員

第4条の最初の文章で、「次の各号に掲げるまちの実現を目指す」というふうな表現をしているので、「まち」でとめて良いのではないのかなというのが一つ。それからもう一つ、もうちょっと「まち」で切らないで丁寧になったときに、市民憲章の「深い知性を育てます」とか「まちをつくります」とか、この表現で、例えば「互いをおもいやる心を育て、平和で安心して暮らせるまちを目指します」とか、そういうので「ます」でいくのも、やさしい感じがします。

議長

ただ、残念ながら市民会議の最終提言では「です・ます」調で本文あったのですが、事務局案で、前文は「です・ます」なのですが、本文は「である」調というふうになってしまっていて、今言った「努めます」という表現は非常に分かりやすいのですが、そう出来なくなってしまった。「努めるものとする」となっています。そうなるので、そこを考えると今おっしゃったようなことは、すごく良い提案だろうと判断します。私は何とか、例えば「互いをおもいやる心を育て、平和で安心して暮らせるまち」とか、そういった表現でとりあえずは良いのかなと考えています。それでパブリックコメントにかけてみて、その上でまた先送りして申し訳ないのですが、第4回の策定委員会の方で、市民の方からの意見を踏まえて、これについては検討したいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

丸山委員

結局、私たちが、基本理念の方では「まちづくり」というのが基本理念だったので、要するに、こういうまちを、みんなで作っていきこうという行動であり、姿をいいかかったわけで、ですから、つくるとか創造するとか努めるとかいうことを使ったけれども、ここでは、ある目指す姿という一つの形態的なことをいっているから、ここはやはり「まち」でなければおかしいだろうと思いますね。

それともう一点、子どものことですが、要するにここの条例というのを精査していくと、どんどん省くこといくらでも出てくるような気がするのですよ。例えば、子ども、大人、老人というものを、全て「人間」という言葉で括れるわけだし、そうすると、子どもということ、とりたてていう必要がない。それから快適な環境といってしまうと、これは多分、産業構造も自然環境も、まちの環境も暮らしの環境も、全て快適な環境という言葉で納まってしまおう、もしやろうとするならば、ですからここの条文で私たち市民会議が一番気をつけたこと、それから、行政サイドも気をつけてほしいことは、簡潔にするがために簡潔にするというのは、全く意味がないと思うのですよ。要するに今の時代、これから30年、50年、子どもの問題、それから少子化の問題、構造的な人口の問題も含めて、やはり子どもというのを、どうこれから産み育てるか、産む環境も含めて。やはり、これ、地域の存続に関わるのだよという思いがあ

ったから私たちは、あえて子どもという条項まで取り上げたわけですし、であればこれは、子どもというのは、その人間の中に含まれると。だから子どもというのは、特段いう必要がないと、これはちょっと我々にとっては、論理の逸脱だろうと思うのですね。やはり子どもというものが必要であれば、我々は必要だと考える。子ども抜きにして、もちろん、老人がそのまま苦しんで死んでいくというようなことは、どこにも謳ってないわけで、それは市民が健やかに生まれ育ちという、老いていくということで、それはすべて包含しているという。子どもという、今、特段、時代性において、いうべき、意識すべきことだろうということを強く認識しているので、是非これは残る方向でいていただきたいと思います。

議 長

子どもに関して、丸山委員が、私が言いたいことをおっしゃっていただいたので、これはやはり、子どもに関しては市民会議の一つのこだわりということなのです。これから将来を担う子どもについて、さっきおっしゃったような、市民全体で子どもを守っているという姿勢を鮮明に出すためにも、とりあえずパブリックコメント案では、これを残して、その意見を踏まえて、再度、あらめて第4回、第5回の策定委員会で検討したいと思っているのですが、いかがでしょうか。

佐藤(建)委員

その「生存権」とか「環境権」とかいうのが、第6条の4項に移行しているわけですよ。あとは私たち市民会議として言いたかったことは、表現形は違ってはいますが、だいたい入っているかなというふうに思います。あとは語尾の問題としては体言止めの「まち」といった方が、非常にわかりやすいかなと。前文に「目指すものとする」とありますので、「まち」で切って十分だと思います。

議 長

それでは第4条の「市の目指す姿」については、今、おっしゃったように「まち」というように切りたいと思います。そういうふうに表現を直していただいて、パブリックコメント案の方に載せていただきたいと思います。既に指摘されましたが、前回、第6条、市民の権利という部分について、先ほどの環境権であるとか平和的生存権がないのかということで、今回また復活をしたということで、この部分について、第6条については、だいたい市民会議の案通りになりました。順番は若干違いますが、これについていかがでしょうか。ご意見ございますか。よろしいですね。

(特になし)

議 長

それでは、子どものところですね。もう1回、第8条について、ご説明いただきたいと思うのですが、事務局、ご説明いただけますか。それとも、先ほど、残すということになっているので、内容面での検討は、時間の関係で、第4回での会議に譲って、今回は、これでいくということで、よろしいですね。

(異議なし)

議 長

それでは、先に進みましょう。それでは、いよいよ、今日の大きなテーマになるのですが、第7章、参画と協働の部分です。これについて、今回はアンダーラインが全部並んでおりますけれども、大幅に内容は変わっております。変わった理由というのは、先ほど説明があった通り、市民会議の提案では、市政への参画について詳しいことは、別途、市民参画条例をつくって、そちらのほうで参加の仕組みとか手続きについては定めるという形で表現しましたが、それに対して、今、回答がありましたが、花巻市の方の、いわゆる市の上層部といいますか、トップクラス、こちらの方は、

こういった手続き的な規定に関しては条例化する必要性はないということで突っぱねられまして、結局ここについては、残念ながら今のところ行政側、市民会議側双方の意見が完全に対立しています。行政側は、市民参画条例制定については、当面制定しないという方向を明言されました。これは非常に残念ですし、本当にこれは市民会議の提言の大きな骨子だったので、ここがなくなってしまったというのは残念なのですが、それに代わって今回のような、前回あまりにも10月22日、11月5日の市政への参画という、ただ参画手法並べただけで、そのうち適切なものを行うという、これではちょっと弱いので、仮に市民参画条例をつくらないのであれば、参画条例のいわゆる中心的な部分である、その参加の対象となる行政の活動、そして、参画の方法、手続き、そして、両方を組み合わせるための、いわゆるマッチングルールの3点セット、これをせめて条例本文に盛り込むべきだろうということ、私の方で先週の金曜日、先ほどの総合計画委員会の決定で、これを聞いてがっかりしながら、そういう指示をしたということで、これが出てきたのですが、この部分の説明をいただけますでしょうか。

事務局(奥山上
席主任)

今、ご説明いただきましたとおり、参画の対象と方法、それと組み合わせについて若干触れさせていただいた内容となっております。時間的なものもございまして、他の自治体の規定内容について、ほぼそのまま引用させていただいているようなかたちにはなっておりますので、今日の段階では、参考としてお示しさせていただいたということでございます。

市政への参画の部分につきましては、第12条といたしまして「市の執行機関が重要な計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃をしようとするときは、市民が自らの意思で参画出来る方法により意見を求めなければならない」としてございます。この参画出来る方法を市民参画の手続きと規定しております。第2項におきまして、市民参画の手続きの対象となる計画又は条例等について、第1号から第3号まで挙げてございます。第1号としては「市の行政に関する基本的な計画のうち、別に定める計画を除く計画」。それから第2号といたしまして「広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例、法定外目的税等の税を新たに新設する場合を除きますが、並びに別に定める条例を除く条例」。それから第3号といたしましては「市民に直接かつ重大な影響を与える規則、規程等」としてございます。

第3項といたしまして「前項に規定するもののほか、策定若しくは変更しようとする計画又は制定若しくは改廃しようとする条例等の目的により、市民参画の手続を実施することが適当なものについては、その実施に努めるものとする」としてございます。

又、第4項につきましては「前3項の規定にかかわらず、迅速性若しくは緊急性を要するもの又はその変更が軽微なものについては、市民参画の手続を省略することができる」と規定してございます。

併せて第13条の修正部分についてご説明いたしますが、前条、第12条第1項の規定による市民参画の手続きについて規定したものでございますが、「対象となる計画又は条例等に応じて1以上の適切な方法により行うものとする」という組み合わせを書いてございます。方法といたしましては、審議会その他の附属機関における委員の公募、意向調査の実施、意見交換会、ここについては前回まで「等」としておりましたけれども、意見交換会のみ、フォーラムとかシンポジウムとかそういったものも含めて意見交換会という解釈をするという解説文を付けてございますので、意見交換会の開催としております。第4号といたしまして、パブリックコメントの実施。その他といたしまして第5号には、各号に掲げるもののほか適切と判断される方法と。

第2項におきまして、市の執行機関は、これらの各号に掲げる参画の方法を決定したときに、これを事前に公表することを定めたものでございます。

第14条のところまでが、参画と協働の規定となっておりますので、併せて読み上げさせていただきますが、第14条におきましては「市の執行機関は、協働を推進するため、必要な措置を講ずるものとする」としてございます。第2項といたしまして「市の執行機関は、前項の措置を講ずるに当たっては、その活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない」と規定してございます。以上です。

村井地域振興
部長

ちょっと補足をさせていただきます。市の総合計画委員会の結論は、条例化しないというものではございません。条例化は、将来必要となれば当然やるのだということなのです。この基本条例で、別に条例を定めると、ここで決定はしないでおこうと。これから実際に参画、協働を進めてまいります。その中で必要があれば当然に、市としては条例化は必要であればするということで、そこは市のほうに判断はお任せいただきたいということでもございました。ただし、それでは実際にこの参画の手続きに入れるかどうかといいますと、前回お示した案ですと参画の方法だけは書いてございますが、では対象は何かということなどが記入されておりませんでしたので、委員長のご指摘もあって、今回どういうものを対象とするのか明確にしたと。そして方法についても、その中から一つ以上、適切な方法を組み合わせてやるということの規定させていただきたいと思っております。こうすることによって、スタートがきれいののではないかと思います。実際には、後はこのほかに、例えば市の行政に関する基本的な計画のうち別に定める計画を除く計画ということですから、ではその別に定める計画とは何なのか。これを規定する必要がございますので、それは出来るだけ早く、どういふかたちになるかこれから検討いたしますけれども、それは実際に4月から施行されて、出来るだけ早い時期に市民にお示しをするということになると思います。そうやることによって、今、皆様からご心配いただいた実行性を確保できるのではないかとこのように思っております。

議 長

今、説明がありました。これは市民参画条例を制定するか否かというのは、正にこの市民会議の最終提言の大きなポイントでした。これがこういふかたちになったという点について、おそらく市民会議の方々は非常に落胆されておられると思います。私は、実は去年8月に市長さんとお会いしたときに、市長さんのほうから、市民参画条例については行政を縛るものであって反対であるという意見を伺っておりました。しかし、私の仕事として、やはり市民参画条例はつくるべきで、まちづくり基本条例だけでは弱い。基本条例は原則条例であって細かいルールや手続きは定めないので、それを実際、制定して施行してもあまり変わらないので、そのまちづくり基本条例の中の参画、協働の原則を実際に具体化する、いわゆるルールである市民参画条例とか協働条例を別途つくることによって、セットで市民生活が大きく変わってくるし、行政の仕組みは変わってくるのだということを主張して、コンピューターで言うとOSといいますか基本ソフトである、まちづくり基本条例とアプリケーションというか、エクセルとかワードである市民参画条例とか協働条例がセットになって、それで正に参画と協働のまちづくりが進んでいくのだという、そういうことを私も主張したし、市民会議もだいたい同じような主張で、細かいことは別途、市民参画条例をつくるという規定を、このまちづくり基本条例におくという提言になりました。最近の例では、宮古市の自治基本条例もありますし、最近そういう流れになっている。流れという表現は良くないでしょうけれども、多分それが一番良い方向であるし、なるべくまちづくり基本条例本体はシンプルなものにして、細かい規定に関しては別途条例に譲るといふ方向が望ましかったのですが、今おっしゃったような、将来、条例化は否定する

ものではない、ただしスタートとしては条例は、行政の判断としては時期尚早であるということで、とりあえず規則若しくは要綱でスタートしたいという判断を行政は下しました。ただし、まちづくり基本条例本文に何も規定しないと何も変わらないので、こういうかたちで市民参加条例のエッセンスである「3点セット」みたいなところを入れたという、非常に変則的な格好になったのです。こういう例としては、例えば善通寺市の自治基本条例とか、国分寺市の自治基本条例案とか複数あります。ですから、通常の自治基本条例のような、例えば市民参画の原則的な規定のみであって参加条例がないということよりは、参加の実質性は担保されていると思います。しかし、市民参画条例のある自治体に比べれば弱くなります。これはなかなか難しいところなのですが。

佐藤(建)委員

市民会議とすれば、タイトルを「花巻市まちづくり基本条例」仮称ですね、それでスタートしたのですが、選択肢の一つに「花巻市自治基本条例」両方あったのですね、選択肢。我々は、まちづくり基本条例、仮称で進んできたのですが、今となってみれば「花巻市自治基本条例」にすれば良かったなというふうに思うわけです。この基本条例の一番の本体部分が、実はここの参画、協働であって、その手続きとして別途条例を定めるというのを我々考えたわけですね。それが何か、市長か上層部がよく分かりませんが、現時点では時期尚早であるというふうな判断をなされたようですが、では何のために、この基本条例つくっているのかと思うわけです、実に。将来にわたって規定するものではないというような、現時点ではないということであって、そうすると私たちが一生懸命苦労してつくってきた、まちづくり基本条例の一番本体部分が何にもなくなっていくかなというふうに思うわけです。そのへん、多分、仕方ないのでしょうけれども非常に残念に思います。

丸山委員

同じようなことなのですが、結局、私たちが市長から委嘱を受けて、20人で始めた市民会議というものの自体が、まちづくりの始まりだという解釈で始めたわけですね。要するに花巻市は、これからこういうまちづくりをしていきます、会議体自体がそうだったのですよ。ご存知の通りゼロから始め、簡単に繰り返すと、これまでは行政が出してきたシナリオ、原稿に関してイエス、ノー、意見交換をするというかたちではない、全くゼロから始めたものが今度の市民会議だと。ですからとても楽しみで、わくわくして、みんな頑張ってきて、それで結局つくったものが、どう評価されるかというと、この策定委員会というのが大きな位置付けにあるということを前提にしても、行政の今の、現在の行政の意識、現状の社会環境、それから市長の個人的な意見というものによってつくったものが、今、ある意味、原案になりつつある。当然、今、この会議の場で対話しているけれども、やはり決定権、先ほどの前文の言葉に、やっぱりこだわってしまうのですけれども、決定権というのは、やはり俺たちだぞというところが、この条例をつくる過程にも出てきてしまったということが、私は非常に残念なわけですね。それで最終的にパブコメも経て、どこかでは決定されるでしょうが、では、このまちづくり条例の作り方が、地域振興部長はよくご存知だろうけれども、7つの階段というまちづくりの7つのステップ。みせかけから市民の住民参加まで、いろいろなランクがあって、その7つの1つのレベルがあるとすれば、我々市民会議は、せいぜい6番目ぐらいを狙ったつもりなのです。今、この日本において、いろいろな自治体を見て、やはりなるべく市民が参加出来るシステム、方法を考えられるような条例をつくらうとして、ある意味では日本のレベルの中でも、レベル6、上から2番目ですね。それぐらいを頑張ってきたのだけれども、実はそれが行政との最終的な段階では、どうもレベル3、みせかけプラスちょっと住民参加のかたちが入ってきたと。やっと、そのかたちを見せてきたぞというぐらいのものになってしまっ

た。ということは、このまちづくり基本条例が私たち合併後の花巻市の大きな大きな市民参加、住民参加のツール若しくはその実践行動であったとすれば、7段階のうちの3段階レベルのものを、やっと行政は出してきたというふうに、これからも解釈せざるを得ないですね。多分、何度言っても行政サイドはこうだということであれば、最後までこれは水かけ論になってしまうし、それからもう一つ心配しているのは、これからパブリックコメントがあって、意見交換をしていくということですが、これから、今までの県にしる町にしる市にしるパブコメという行為をやって、ある意見が出ます。ですけど出された意見に関しては、こうお答えしました、それはこういう解釈です、ということで終わってしまうはずですが。これは県の総合計画でも一緒。それから市の総合計画の協議会でも同じ現象が起こっている。要するに質問、意見に対しては、こういうお答えです、こういう方向です、それはこう解釈しますということで、ほとんど原案は変わりませんね。ですから、このパブリックコメント自体も多分、みせかけのパブコメに、今の現状のような体制であれば、なってしまうと思っています。これ以上のことは言いません。以上です。

村井地域振興
部長

今ご紹介のあった協働とか参画の階段、はしごというのがありまして、5段階以下は、おっしゃったように、みせかけのただの説明会であったり、一応かたちだけ聞きましたよという。6段階が協働ということで、両者が話し合っ決めていくというやり方です。もう一つ上が7段階で委任というのがあります。これは市民に判断を任せる。実はコミュニティ会議が委任に入っています。地域のことは自分たちで決めて行動して下さい、総合計画つくるところにも行政側は、もう口を挟みません、委任をしました。今のこのまちづくり基本条例は、委任ではありません。策定委員会は委任に近い、その場でもこうやって変更可能でございますけれども、市民会議さんには、ご提案をいただくということでお願いをしました。ご提案という面では、お任せしておりますが、従って私ども、出来るだけ市民会議の場での発言は控えてまいりました。ですけども、そこから決定の過程になりますと、これは協働作業というふうに思っております。意見がぶつかれば、大変申し訳ありませんが私どもの判断で進めさせていただくという部分が、どうしても出てまいります。ですけども、これは丸山委員ご評価いただいたような、決して5段階以下のものではないと私は思います。お互いに意見を交換して、入られるもの、入れられないもの、これ、どうしても出てまいります。だけれども出来るだけ合意をするように、お互いに誤解をしたままで結論を出すことのないように、みんなで話し合っ進めていきたいというふうに思っております。これからのパブリックコメントについても同様でございます。出てきたご意見に対しては真摯にお受けして検討させていただきたいと思っております。

議 長

確かに今、部長がおっしゃった通りです。これは、ある面でいうと今の市民参加の限界で、結局、条例というのは、原案というのは、市長が議会に提案するわけですね。その前に、やはり市の幹部会議の決定なりということで、市民は提案を行い、その提案を踏まえて、この策定委員会という場で、市民提言と行政側の意見をつき合わせて、調整を図り、それを素案として市民に提言します。しかし、策定委員会の提言した素案についても、さらに行政側で精査され、最終的には市長の判断で議会に提出されます。このようなプロセスでは、市民会議案が100%入るといったものではないというのは、これは確かにおっしゃる通りなのですね。ただし、市民参画条例に関しては、隣の紫波町でも、12月の議会で制定されるであろうという流れになっているという中で、時期尚早とか、その機が熟していないという発想は、私は、この市民会議という本当にゼロからつくってきた市民の方々に対して、行政として、やってはいけないことだったと思うのです。むしろ一番市民参加が進んでいた花巻で、こういう結

果になってしまったのは、本当に私も残念です。私もこういう場で、策定委員長をしたくもないのですけれども、私も、市民参画条例は絶対必要であるという方なので、非常にこれは残念ですが、ただそこで今、事務局を責める気にはならない。頑張っていたことは、私は評価したいし、おそらくどう頑張っていたとしても上層部は、これ以上は進まないだろうということなのです。その場合、別途条例出来ない中で、市民参加条例的なものを、このまちづくり基本条例に何とか入れ込んで、施行規則のところの詳細を定めるというギリギリの線で何とか調整できないかということなのです。現在、花巻の場合にはパブリックコメントに関する、今は指針があるだけなのです。ですからパブリックコメントに関しては、対象は決まっています、この対象に関しては全庁的にパブリックコメントやりますという市もあるのですが、それ以外の市民参加の手法については各課に任せられているという状況で、何のルールもない。ですからやる気のある課であれば、こういった市民会議を置くのですが、そうでないところは本当にスルーしてしまうということなので、やはり市民会議の市民参画条例の提案の実質部分は、ある程度ここに入れなければいけないというような判断は私は出来ると思うのです。

佐藤(建)委員

今まで、参画とか協働に関する大きな決まりというのが無かったわけですから、この基本条例が実際に施行されれば、条例に乗っかっていくということだと思っております。ですから折衷案というか妥協案なのですけれども、実際にこれは、例えば4月1日から施行されたときに、即、アクションを起こす、これを実際実現するための規則なり何かをどんどんつくっていくということであれば納得します。最終的には、条例、別立てつくるべきだと思っておりますので、そうしないと全然、本当に動いていけないと思うのです、市民は。動きようがないと。やはり、せつかく条例をつくるわけですから、市民が動けるように、参加しやすいように、協働しやすいようにつくっていくべきだと思います。ですから、4月1日以降、即、作業に入るという条件ならば、のみます。

村井地域振興
部長

市民会議の皆さんからご提案いただき、それから策定委員会のご指示をいただいて、総合計画委員会で提案をして説明してまいりました。その中で確認出来たことがございます。市民参画を進めるのだということが全部長の意見交換の中で、意志の徹底が出来たと思っております。それと、実際にこの条例が決まった後で、手続き規定、ルールはつくらなければならないということも確認しております。そういうことで、今、佐藤委員おっしゃったように、出来るだけ早い時期に具体的な規定を定めていくことになるというふうに思います。

なお、ちょっとここは事務局でも悩んでおまして、出来れば4月からすぐ適用出来るようなルールを決めたいと思っております。そのためには、ちょっと時間がなくて、市民参画の手法を用いてルールづくりということが出来ない、ちょっと時間が足りない。それでもいいから、とりあえずのルールをつくってスタートするか、或いは4月以降にこの基本条例に則って、重要な事項ですので、市民参加手続きを経て、その住民参加手続き自体のルール化を、住民参加の手法でやっていくべきか。ここは、ちょっと悩んでおりました。これも内部で近々相談をして方向を決めたいと思っておりますが、いずれにしろ、この実効性を確保するための具体的な手続き、規定は定めてまいります。

丸山委員

これからの、マニュアルというかシステムづくりの提案なのですけれども、あとで言おうと思ったのだけれども、参画と協働の第12条、まず、これ自体が読みきれないですよ中学生レベルでは。ということが一つの例でありまして、そのフォーマット

つくるときに、まず市民参加でも何でも、すべての必要十分条件をこなしたうえで参画のシステムをつくってくれということではなくて、まずは分かりやすいものをつくってほしいのです。例えばA3のペーパー1枚でもいいし、2枚でもいいけれども、例えばこれくらいの公園なら、これだけの地域の人たちが集まって、何回ぐらい相談会開いて、ものによったらお絵かき会も含めて、それからアンケートも取ってのような分かりやすい、例えば介護問題やるのであれば、こういう範囲の人たち、こういうエリアの人たちを集めて、どのぐらいの会議を開いて、そのやり方がどういうものであって、そこで出された答えがどういう具合に反映してくるのだという、そういう大きな枠組みがまず欲しいのです。それをつくるためには、そんなに皆で雁首そろえて議論する必要はないわけで、専門の方々が何人か集まって、例えば1週間じっくり考えれば出来ることだろうと思うのです。まず、そういうものをつくっていただいて、それを我々市民サイドと相談するというのであれば、そんなに時間がかからないと思うのです。ですから是非これは早急に、まず枠組み、仕組みのようなものから考え出していきたいという提案です。

議長 それも含めて20分まで休憩しまして、20分から再開をします。では、休憩に入ります。

(休 憩)

議長 では16時までなのですが、多少、延長する可能性もありますので、そのへんはご容赦ください。これ非常に大事なところですので。

今、市民参画条例については、残念ながら先ほどの総合計画委員会の方で時期尚早というか、まだ機が熟していないということで、これは非常に花巻市の上層部の意志は固くて、市民会議の、別途市民参画条例をつくるという案は、ある意味拒絶されて、そうなった場合に非常に残念な結果なのですが、何も市民参加の手続きについて担保がない。市民参加やりますというだけでは弱いので、やはりもっと具体的な市民参画条例のいわゆるコアな、エッセンスな部分は、このまちづくり基本条例において、さらに施行規則と絡ませて、實際上、市民参画条例が制定されたような形を担保しようという、そういった一つの工夫です。今回、11月12日の事務局案の第12条、13条で、一応、行政側の案が出てきたのですが、私の方で今、お手元にお示した、今朝、非常に焦って何か用意しないとまずいだろうということで、本当はこれ出さなくなかったのですが、市民参画条例を無いという状態を前提にして、では、どういったような仕組みが考えられるかということで、一応、私の方で書いてみました。

まず、市の方と比較していただきたいのですが、この参画と協働という部分で、参画の推進という、やはり総論的な規定があるだろうということで「市の機関は、まちづくりの主体である市民の参加の権利を保障するために、市政への、参画制度の整備を図らなければならない」と。第2項で、さっきあったのですが「市の機関は、市民が参画すること、または参画しないことにより不利益を受けることのないよう配慮しなければならない」と。これが、総論的な規定です。それを受けて、これは、ちょうど先ほどの事務局案の12条に対応しているのですが、市民参画の対象となる行政活動を規定します。ですから、「市の機関は次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参画手続を実施しなければならない」と。以下、表現硬いのですが、これがだいたい市民参画条例の標準的なメニュー、プラス多少金銭的な、お金絡みのものも入っているということで、この市の基本構想、基本計画、その他基本的な事項を定める条例の策定または変更。それから、その市政に関する基本的事項を定める条例の制定または改廃。市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定または改廃。それから、

市民の生活に重大な影響を及ぼす制度等の導入または改廃。そして、広く公共の用に供される施設等の設置に関わる計画の策定または変更。あとは、お金の面なのですが、市が独自に設ける新たな税。それから、分担金、使用料および手数料の徴収に関すること。そして、その他市民参加が必要と認められる事項。

あとは第2項は、例外事項として、前項に関わらず次のいずれかに該当するものは市民参画手続の対象としないことができる。軽易なものとか、緊急を要するものとか、市の機関内部の事務処理に関するものとか、法令等の規定により実施の基準が定められているもの。

次の条文が、今度、市民参加の手法と、さっきのマッチングルールですけれども、前条の規定により市民参画を実施するときは、次に掲げる方法のうち、複数の方法を併用するものとします。(1)がパブリック・コメントの実施、(2)が意見交換会等の開催、(3)が審議会その他附属機関における委員の公募、(4)が今回のような、いわゆる、公募委員が参加した、白紙から提案をする市民会議等の開催、(5)が前各号に掲げるもののほか適切な方法。そして、その他、市民参画手続の実施等に関し必要な事項は、別に定めるといような規則委任です。

それから、そのあとなのですけれども、住民投票は飛ばしまして、問題は、今言ったような、この市民参画条例的な部分が入ってくると、この実際の運用をチェックする第三者委員会がないと、これは、機能しないであろうと。どうしても、要綱とか、規則等で、市民参画手続きを定める場合には、その第三者委員会が設置出来ないという問題ありますので、そこで、宮古市の自治推進委員会と同じような、このまちづくり基本条例の進捗情報をチェックするような、そして、市民参画について、運用をチェックするような、そういった第三者委員会を、このまちづくり基本条例の最後のほうで、定める。本来は、私は、まちづくり基本条例でこのような第三者機関を設けることには反対なのですけれども。実は、市民参画条例で定めるべきだったのですが、出来ないとなった場合には、このまちづくり基本条例で、仮称、まちづくり推進委員会という委員会をつくる。これが、一応、まちづくり基本条例の適正かつ円滑な推進および市民参画手続の適切な実施を図ることを目的として、花巻市まちづくり推進委員会を設置する。それで、委員会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、または市長に意見を述べるために調査および審議を行う。(1)が、まちづくり基本条例に基づく市の施策や事業等の進捗状況に関する事項。(2)が、これが、大事な点として、まちづくり基本条例の見直しに関する事項。これは、出来れば、近い将来に、市民参画条例の制定を、ここに入れ込んでいるという部分です。(3)が、市民参画手続の実施に関する事項これは、市民参画手続きをやる前に、出来れば各課がしてくる手続きについて、ここでチェックをするということ。(4)が、今度は、終わったあとです。市民参画手続の運用ですね、実施状況について評価する事項。その他、参画と協働の推進に関する事項。そのあとは、委員会は次に掲げる人のうち市長が委嘱し、または任命する10名以内の委員で構成するということで、公募による委員と、学識経験者と、やはり、市民参画手続きに関しては、市の内情も変わりますので、市の職員。その他、市長が必要と認めるもの。

あとは、少し飛ばしまして、第12章検証に入ります。これは、やはり、年限は切ったほうがいいだろうということで、市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、先ほどの委員会の意見に基づき、この条例の諸制度について検討し、速やかに必要な措置を講ずる、というような条文を入れたほうがいいのではないかとということで、一応、市民参画条例のエッセンス的な部分と、やはり、このまちづくり基本条例の進捗状況と、市民参加手続きの運用状況。これをチェックする委員会、これを、基本条例で、定めたほうがよろしいだろうと。そして、やはり、4年か5年という年限を切って、見直しをします。そのときに、今、言った市民参画条例の制定も、場合によ

ては、この委員会の提言によって可能になるだろう。

それから、これだけでも本当は弱いわけですし、実際に、市民参画手続きを、この庁内で動かすそういった仕組み、或いは、市民参画手続きの実際の内容、どこまで盛り込むか。それは、多分、施行規則ないしは、市民参加の推進且つ要綱、或いは、規則、それになると思うのですが、それに関してやはり、この策定委員会としては、パブリックコメント前に、今言った市民参画手続きの具体的な姿、これについて、骨子でも結構ですので、パブコメまでは、もう、委員会出来ませんけれども、各委員に提示してほしいと思います。その上で、委員長、副委員長と、そして事務局で、内容を詰めたいというふうに思うのですが、それも含めて、この私の案と、事務局案含めて、意見交換したいと思うのですが、いかがでしょうか。

丸山委員

ここまでくれば、私もあえて条例に拘らなくてもいいのかなと思います。それで、一番大事なのが、やはり、まちづくり推進委員会のところで書いてある、真ん中の市民参画手続きに関する事項、これをどう具体性を持ってつくれるかどうかにかかってくると思うのですね。ですから、ここまでの文章があって、尚且つこの第3項が担保出来るならいいなと思っております。

それから一つ変更していただきたいのは、その下の、委員会に次に掲げる人のうち市長が委嘱しというのを10名以内となっているのを、例えば12人ぐらいに増やしたうえで、それから公募による委員、これを半数以上という文言が入れば私はこれ賛成です。

議長

確認したいのですが、花巻市の上層部の方々が、市民参画条例に、非常に時期尚早と最初から否定的だったのですが、これで大事な点は、市民参画の手続き、規定事項に関しては、条例化するべきではないという意見なのか、それとも実質上、市民参画手続きについては、市民参画条例並みのものは、やる用意があるのか。このへんを確認したいのです。そうでないと、条例化しない場合に内容が全く後退する可能性がございますので、つまり今、丸山委員おっしゃったような市民参画を実施する前に、例えば、その年度当初に市が実施する市民参加の手続きについて、こういった案件があって、この案件に関してはこういった方法がありますよと。これは、いつ頃しますと、担当がこうですよという一覧表を、市民参加の実施予定について年度当初に公表します。そのためには、その前に1月、2月に各課に対して担当課、条例所管課の方が市民参加の実施予定に関して、調査シートみたいなものを照会シートをまわして、そこで各課の方で、今言ったような条例の適用対象事項に該当するような事業をやるような場合には、こういった市民参加をやりますということを書いて、それを今言った条例所管課が集計して、それをこのまちづくり委員会の方でチェックをする。これが本当によろしいかどうか、適切かどうか。もし駄目な場合には、もう一回返す。そういった作業を踏まえて、5月か6月ぐらいに、市民参加の実施予定を公表する。ホームページないしは、広報紙。そして、市民参加実施したあとに、今度は、各課の方で実施状況を、例えばパブリックコメントで何通ぐらい意見が出たか。そのうち、どのぐらい反映されたか。その結果を踏まえて、今度それをまた集計して、そして、まちづくり推進委員会の方で、それに対して評価を加え、その結果を公表する。このような流れ、結構大変ですよ。これを本当は市民参画条例という格好で、議会で承認して各課にやらせる。各課は当然、抵抗するわけですよ。これは、作業量増えますので、大変です。その場合には、市民から意見は出ないということで、非常に厳しいのですが、そのために、紫波町だって市民提案から半年かかって、やっと行政案が出ました。その理由は、各課が相当抵抗したというのがあったのですけれども、今、言ったような実質上、この市民参加手続きを、仕組みをつくる意志があるのか。もちろん、それ

がないと困ってしまうわけです。単に条例化に反対なのか。そのあたりについて、確認しないとこれは先に進めないということなのですね。

村井地域振興
部長

先ほども申し上げましたけれども、そういう仕組みをつくるということは、これは、意見を強めているところです。ただ、中身がどこまで、先生がおっしゃったような理想形にもっていけるかどうか。

議 長

現に紫波町の市民参加条例では、そこまでいっているわけですね。実施予定の公表と、それから実施後の実施状況について、市民参加推進会議という第三者委員会のチェックを受けて、その結果の評価を公表する。いわゆる、市民評価ですよ。隣の紫波町でもそれをやろうとしているわけです。ですから、当然これは花巻市でそのぐらいの仕組みを、まず条例化ではないけれども、今、言ったようなまちづくり基本条例で頭出しをしておいて詳細な規則で今言ったようなことを、それから市民政策提案手続きみたいなことも含めてやる。そこまでの用意があるのであれば、あえて現時点では条例化には拘らない。そこは例えば4年後とか5年後の見直し段階に譲ろうと。そこで市民会議の方々も、そのへんまでいってくれるのであれば、やった甲斐はあったということなのですね。その仕組みも出来ないで、結局、形式的に置いておくだけで、ほとんど動かないとなると、これは困るのです。

村井地域振興
部長

ですから、仕組みはつくるのですよ。実際に動くような仕組みはつくりまします。ですけども、その仕組みをどういう内容にするか。これは、全く市の中では検討しておりませんので、この場では申し上げられません。これからの検討です。

議 長

問題は、その仕組みについて、この今言った第7章の特に参画の内容を含めて、これについては、パブリックコメントの前ぐらいまでに、粗方なものは今考えている、やろうとしている内容についても出来れば出していただきたいと思っているのですが、今の点について、藤田委員、コメントいかがでしょうか。

藤田(公)委員

実際のところ、この「まちづくり」というところで、どこまで動けるのかという内容でなければ意味がないのですね。そうなってくるときに、今、パブリックコメントを目前にしていて、どこまで可能かというところを、この策定委員会として、まず先生の出しました修正案について、どうなのかというところ、一回ここで討議してみませんか。策定委員会として、どうなのかというところが決まらないところに、行政の方に持っていっても、市サイドだってどう答えていいのかというところありますから、まず市民会議さんのご意見というのは分かりましたけれども、ほかの委員さんたちどうなのかというところを意見を聞いてみて、それで策定委員会としてどう持っていくのかという方向付けをして、市サイドは、どこまでタイムスケジュールなんかを、どう出来るのか。そしてパブリックコメント、その前にこの仕組みというものを、やはりつくらなければいけないというこの策定委員会が決めるのであれば、しなければなりませんし、でなければパブコメ遅らせるということまで持っていかなければならないという決定をしなければなりませんので、策定委員会は、どういうふうにしていくのかというところを、まず、先生、議論した方がよろしいかと思えます。

議 長

大変貴重なご意見、コメントいただきまして、先ほど行政の事務局修正案の中で、12条、13条、これでは不十分だと思ひまして、条例化しないのであれば、一応、私の修正案を出したのですが、やはり、まちづくり推進委員会のようなチェック機関をきちんと置いておいて、そこで、チェックするという仕組みまで含めて、書かないと駄

目であろうと思うのですけれども、まず私の試案についていかがでしょうか。特にこちらの委員の方、新しい仕組みなので具体的に頭に浮かべるのも、やっかいでしょうけれども。

藤田(公)委員

まず最初に、将来条例化は否定しないというお言葉をいただいているのですけれども、その中で、これだけ具体性のあるものが、今、市サイドで出来るのかというのがクエスチョンマークがすごくあるのですね。タイムリミットが、今ある中で、ここまで詳細に書き込めるのか、書き込めないのかというところで、書き込めるのであれば、踏みきることが出来たのではないかなということもあるので、だから、それがどこまで可能かというところは、すごく疑問視します。

あともう一点は、花巻市さんの他のほうの計画のいろいろなものの流れをみまして、この7章に出てきている、12条に案として出てきている、市サイドから出てきているものについても、よくここまで書き込んだなというところで、私としては、ただ一点、第12条第2項第1号にある、市の行政に関する基本的な計画のうち、別に定める計画を除く計画、ここを、どういうふうに定めるのかなというところを、すごく、まちの方向付けとして、パブコメの前に本当は出していただきたいなというところがあります。

それと、高橋試案として出てきているこの試案が、どこまで書き込めるのかといったときに、ここまで書き込めるのだったら、私個人的な意見として、そんなにそんなに条例化に対して頑なでなかったのではないかなというふうに、市民さんはみるのではないかなと。

議長

これは、さっき私聞いているところで、要するにここで書いてあるようなことを、市民参画の仕組みについては、多分これはスタンダードなラインなのですね、これをクリアするような仕組みをつくることに対しては、考えていただけるのか。単に条例化は駄目だということなのかという、そのへんの市の対応というのは、私よく分からないのですね。市民参加手続きだったら、前回の聞いた範囲では、手続き的な事項であつたら規則でいい、条例化する必要がない。だったら、それを逆手にとって、こういうかたちで市民参画について詳細な手続きを定めることは不可能ではないだろうと、そう理解して、こう明記したわけですから。でも条例化はいかんと、そのへんのお考えはどうなのでしょう。

赤津委員

いずれにしろ、全体的にこれを見まして、この12条の関係は非常に面倒だなと。トータル、今までの全文からみて、果たしてこういう書き方、どうなのだろうという、これを見る市民の方々は分かるのだろうか、ここにきて、いきなり難しくなってしまうなど、今、感じがしておりまして、それで要するに時期尚早とか将来どうだのであれば、そのへんを少し、今、議論があつたように、どのへんまで、何でそうなのというあたりをご説明いただかなければ、何が時期尚早なのか、言ってみれば、基本的には将来とも条例で規定する必要はないのではないかと。今、出ているような案でもって、規則なり何なり、やっていって充分なのだという話かなと思う反面、いや、必要あれば、将来は条例化もやぶさかでないというような、両方聞いている話なもので、一体どうなのだろうかなと基本的にこれは、私は、もう少しこのへん、どっちが分かりやすいのか分からないけれども、まず基本的に条例で定めないとすれば、こうだと問う面、それで4年なり何年か後には、また見直すのだという整理をしていった方がよろしいのではないかなというふうに感じているのですが、以上です。

照井委員

確かに、何回も読みながら、イメージをつくるのに非常に大変な文章だなという感

覚だけです。まちづくり、しかも市民の参画を促す、子どもたちにしてみれば、私は大賛成なのですが、子どもたちなりの参画の仕方を定めていくと、大きな流れの中で、どういう表現にすれば分かりいいのか。私自身こうすればいいというのはないので、結論はとにかく、より分かりやすくという一点でございます。

佐々木委員

先ほども、ごみ収集の有料化の件で、ちょっと話したのですが、市民にとって一番良い方向に行くために条例化する、或いは条例化でなくても、この修正案のようなかたちで、各担当課がこれから花巻市のごみ問題を有料化するために20年度にこれをしたいと、それについて前条の規定において、市民参画を実施するときは、これこれの複数の方法を併用するという具体的な話になっていくわけですね。となれば非常に市民にとっては条例ももちろんだし、このようなかたちで規則が決まるということが非常に良いことだと思いますが、ただ我々市民のサイドで、やっと地域コミュニティ会議が出来たばかりで、先ほど市の方からも、市民が決定する部分は、あくまでも地域コミュニティ会議の中の会の中での、考えて決定することを前文でも盛り込んだということ、ちょっとニュアンスで出ておりましたので、多分この市役所の各担当課で、これをぼんと出されたら、条例化でなくてもこの規則を出されたら、おそらく大変だというか、そこまで熟していないと思うのですね。市長さんの公約で、地域コミュニティ会議をやりますよと言ったら、市民は分かるわけです。でも市役所の職員に、ではこの条例化の細則までつくりますよと言っていないですね。そうなった場合に市民会議さんの意見、我々の意見、もちろん良い方向に持っていきたいわけですが、ここのところで、やはり考えどころだなと思っておりました。時間もちょっと必要かなと。

議長

前半のところ、非常にご賛同いただきました。後半のところは、私はそんなに時間はいらぬのではないかと思いますのですけれども、要するに、今ごみの有料化の問題を言われましたけれども、この対象でいうと、市民の生活に重大な影響を及ぼす制度等の導入、改廃にあたるわけです。その場合に当然、前もって、今年これを導入する予定があるので市民の意見を聞きます。これについてはパブリックコメントとか意見交換会やりますということ、前もって公表しておいて、市民は前もって準備出来るわけです。そうやって市民の意見を聞いて、やりますよということ徹底するということで、確かに、ここに書いてあることは、実質的には市民参画条例なのです。本当は、まちづくり基本条例でこういう細かいことを書きたくないのです。分かりにくくなるし、本当は分離したかった。でも出来ないと言われたので、どうせなら全くこういう担保がないと、市民参加に関する市政への参加の保障が無くなってくる。あまり原則と変わらなくなってしまう。ですから非常に格好悪いのですが、こういう少し不恰好な市民参加の対象、方法とか組み合わせ、ルールとか、それから全体を監視する委員会というのを置かなければ、多分まとまらないし、また市の方もそこまで頑張っていて、それで例えば4年後にスムーズに市民参画条例に移行した場合に、こういったものを本体から分離して市民参画条例にもっていく。そのへんの仕組みなんか、まちづくり推進委員会の方で4年ごとの定期的なチェックをするというような格好でいる。確かに委員の方おっしゃるように、表現が硬いし難しい点もあると思うのですが、ただ、ここまで決めておかないと、市民開銀の提言が生きないであろうと思います。これを果たして行政が今、出来るかどうかということです。

丸山委員

非常に、複雑な議論になっているけれど、私たち、私といたらいいのかもしれないけれども、要求は簡単なのですよ。というのは、高橋先生の書かれた市の機関云々という、1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8、要するに、こういうものに関して、市民参

加をしないといけないよと書いてありますよね。そしてその下の何条の方のツールとしてパブコメであったり、意見交換会であったり、審議会であったり、市民会議であったり書いてある。これがマトリックスになっていけばいいだけなのです。要するに、それをどこで規定していただけるかということで、そのマトリックスというのは、黒板があれば簡単なだけけれども、例えば、この横方向に上に書いてあることが書いてあって、その市の総合計画であったり、基本計画であったり、橋をつくるであったり、介護制度決めるであったり、学校教育を決めるであったり、書いてある。それで、縦軸に、例えば意見を聞くだけとか、それから意見交換会、市民会議、パブコメ、ホームページをつくる。場合によっては、コンセンサス会議とか、いろんな市民参加の方法がいっぱいあって、橋をつくるレベルであれば、これとこれとこれは必ずやりますと。市民の要求があったらワークショップもやりますとか。という関係性が出ない限り、いつまでたっても空論なのです。市民参画条例がほしいというのは、これが私たち市民の目で、こういう事業を市がやる時には、私たちは意見も言えるし、ワークショップにも参加出来るし、場合によったら、自分たちで提案書も書けるということが分かる仕組み、ツールをどこでつくっていただけるかということです。それで、先ほどから、条例化しなくても要綱であったり手続きをつくるよという動きには、今、私が言ったようなものをつくっていただかないと市民には分かりません。あくまでも抽象論であれば、いつまでたっても抽象論で、役場の担当者レベルの判断によって、いろんな制度、仕組みでバラバラの市民参加になってしまう。ですから、それを総合的にシステム化するのを、条例にするのか、それとも要綱にするのか。要綱でつくるにしても、高橋先生がおっしゃるように非常細かい手続きを決めなくてはならないということなのです。

佐藤(建)委員

事務局案の第12条、第13条の中身と、高橋先生の出された第7章というのは、高橋先生の方が確かに細かく書かれていますけれども、趣旨からいうと同じなのです。高橋先生が出されて、非常に大きな違いというのは次のページの第11章のまちづくり推進委員会です。これが実際に、第12章、第13章の部分が作動するための仕掛けです。システムですね。ここまでやれば、確かに別途条例をやらなくても、十分に機能していきだろと思うのですが、ただしこれをやるためには、市の行政の中で本当に出来るの、そこまで踏み込めるのというような、そこが一番大きなステップだろと思うのです。もう一度言いますと、事務局案の第12条、第13条は、高橋先生の1頁に書かれている部分とほぼ同じです。先生の方が、うんと細かくは書いてありますが趣旨は同じです。問題は11章が採用出来るかどうか。その部分が一番大きな論点だろと思います。

村井地域振興
部長

今、佐藤委員からお話がありましたように、第7章の規定につきましては、基本的に私どもの考えと委員長のご提案と同じことだと思いますので、そしてお指摘がありましたように我が方の文章は非常に難しいので、これは直さなければなりません。委員長のご提案をベースにして、これは修正をさせていただきたいと思います。そうすることで、この第7章については合意ということによろしいかと思います。

それから、あと2つございます。そのうちの1つが、丸山委員からお話があったマトリックスを示すなど、手続きが分かりやすい内容のものを出してほしいということでしたが、これは出したいと思います。ただしそれは、私ども地域振興部、この事務局だけでつくるのであれば、そんなに時間かからないで出来ると思いますが、市役所として、合意をしたものをお出しする、これは時間がかかる残念ながら、これから部と協議をして、そして橋はこういうものにしよう、こういう条例案かけようとか、そこらへんの調整が必要です。そのためには、パブリックコメント始めるまでというこ

とには、ちょっとならないと思います。これは、どうしても早くても年度末までかかるかと思います。内情申しますと担当者1人しかおりません。これで今でも精一杯ですので、この基本条例案が決まるまでは、おそらく時間が空かない、手が空かないと思います。並行して、庁内調整は始めますけれども、年度末までに間に合うとも、ちょっとお約束いたしかねる状態です。しかし市民に分かりやすい手続き、これをお示しするという事は、しなければならぬというふうに思っております。その中身につきましては、その検討の中で、詰めていきたいとそういうふうに思います。時間を頂戴したいということです。

それからもう一つ、第三者委員会ですが、これは本日ご提案いただきましたので、これも直ちに庁内で合意するということは難しいと思います。市民会議からのご提案にもありませんでした。これは必須ツールなのかもしれませんが、残念ながらそういうことで庁内でもプロジェクトチームでも検討してきておりません。確かに他の事例では、こういう規定もあったなという意識は頭の隅にあるのですけれども、まだ検討不十分なところがございますので、パブリックコメントにこのままお出しするというのは、ちょっと難しいと思います。15日には総合計画委員会、もう一度開きますので、そこに新しく提案するというのも、せっかくまとまりかけたものを、また元に戻すような話にもなり兼ねないと思っております。

議 長

これは大事な点です。私も本来こういうまちづくり推進委員会なるものは入れたくなかったのです。さっきから何回も言っているように、これは市民参画条例で設けるべきであって、まちづくり基本条例本体は、なるべく軽くしたいという趣旨だったのですが、残念ながら市民参画条例が出来ないということで、しょうがないので、今、言ったような市民参画手続きの実効性を担保するための組織として、急遽、さらに、まちづくり基本条例の見直しも含めた検討機関として、こういったものを置いた方がベターであろうということです。ただ、これについて出来れば、かなりあらかじめの市民会議の方々の賛同も得ていますので、これについて盛り込むような方向性を、15日の総合計画委員会の方でご提案いただけませんか。例えば宮古市でも自治推進委員会という規定がありますし、こういう組織を設けることについては、それほど大きな抵抗はないのではないかという気が、私はするのですが。

藤田(康)委員

遅れて来て、ご意見の中にうまく入っていけるかどうか、わからないのですが失礼をお許してください。高橋議長のおっしゃられた、このまちづくり推進委員会という項なのですけれども、総体的には、条例がうまくいっているのかチェックをし、評価するという、そういう役割だと思います。そういうふうに考えると、このたたき台で出されている、事務局修正案の中の、第23条の行政評価、という項がありますが、このところを検討してみれば、その委員会は必要にならないと思うのですが、それとは別途に、まちづくり推進委員会をつくるという、そういうことですか。

議 長

要するに、事務事業評価、行政評価というのは、あくまでも市の全部の事務事業について評価して、その評価結果を公表しますということで、このまちづくり推進委員会というのは、あくまでもこのまちづくり基本条例とか、その下の市民参画手続きの運用に関してチェックをするという特化した委員会なのです。

藤田(康)委員

これとは別途つくるということであれば、先ほどおっしゃられたように、第三者委員会ということとなります。この条例の中に、第7章の延長で考えるということであるのだとすれば、判断がちょっと難しいなと思うのですが、23条の延長上で考えるのであれば、これをうまく加工出来るというのが私の意見です。

議長 全く違った仕組みです。事務事業評価とは違うのです。これは、あくまでも、このまちづくり基本条例と市民参加手続きに特化したチェック機関です。

藤田(康)委員 私の考え方というか、意見というか、それをダイレクトに言うと、時代は評価ということが非常に強くなっていく時代に入っていきのではないかと考えております。行政評価もそうだと思うのですけれども、もう一つは、まちづくり会議というか、今まで検討されてきた皆さんの検討の方向ということで考えていきますと、非常にいろいろななかたちで議論されてきて、ここまで積み上げてきていると思います。そういった方向で継続的にそういう活動を継続する、そういう何かが必要なのかなと思うのです。そうするとすれば、先ほど部長さんがおっしゃられたように、何らかの仕組みをつくるという話なのですけれども、なおかつここで、まちづくり推進委員会として、こう明確に条例の中で言い切れるものなのかどうかということだと思っております。そのへんは判断が難しいのですが、必要なのではないかなと思います。

藤田(公)委員 藤田先生と違った観点なのですけれども、今の高橋先生のお考えの出たものの中に、自治推進委員会ですか、第三者委員会、これが必ずセットになるというお考えというふうに受け取ってよろしいですか。という考えであれば、今、部長さんが盛り込むという考えだったのですけれども、これを盛り込むか盛り込まないかというところで、盛り込まないでパブコメに出すのは、いかがなものかというふうに私は考えます。ですから本日の会議で、どこまでパブコメにもっていくのかというところをきちんと、この策定委員会で決めてしまわなければならないのかなというふうに思いますけれども。

猿舘委員 私も途中で参加したのですが、ここだと言われて、参加と協働。よくも難しくこのくらいきちんと書いたなというのが事実でして、なかなかこれを私がこういうふうに携わっていながら、ここでぱっと見た段階では、何をどう言っているのかわからないというのが正直な感想で、理解するまでちょっと時間かかったなというのが、正直な感想です。そして高橋先生が挙げたこのものなのですけれども、こちらの方ですと、非常に具体的にはなっているのですけれども、非常にわかりやすい文書だということで、やはりこちらの方の誰がみてもわかるような文章にするべきだなというのが、高橋先生のこちらの案をみて、なおさら強く思いました。

それからもう一つ、今、まちづくり推進委員会の話が出ていましたけれども、やはり、行政の方にルールをお任せするのもいいのですけれども、きちんとした住民側の監視する目というか、本当に何月何日まできちんとこれが出るのかどうかというふうな、きちんとした監視というか、そういうのがやはり必要だと思いますので、このまちづくり推進委員についても、出来ればこの中に入れ込んでほしいというのが私の考えです。以上です。

丸山委員 部長がさっきおっしゃっていた年度末までかかるだろうという、いわゆるマトリックスというか住民参加のツールとカテゴリーというか、その話は、そんな複雑に考えなくてもいいと思っているのですよ。ある意味、このA4のペーパー1枚でも書けるのではないかと考えていまして、要するにカテゴリーといったのは、住民参加すべきいろいろな項目ですよ。さっきは、橋とか介護とかいろいろ言いましたけれども。今、一つひとつの部署を歩いて、今、何が問題になっているのかというのを具体的に挙げる必要はないんですよ。全部例えていいのです。原発から始まって、家の前の舗装まで、いろんなレベルがある。ある事例でいいのです。それに対して意見を聞くだ

けとか、アンケートをとるとか、ワークショップをやるとか、いろんなツールがあると縦に出てくるわけで、そのマトリックスつくるのは一晩あれば出来るはずですよ。今の庁内を歩く必要はないのです。現状を、原発というのは多分入ってこないだろうから、ひょっとしたら、ごみ焼却場が入ってくるかもしれないです。ある程度の妥当性ある項目は考えるにしても、何を、どういうものを住民参加でしなければならぬのかという抽象的な項目は、すぐ出ると思うのですよ。8割、7割かた。それと、縦軸のほうに繰り返しますけれども、住民参加のツール、いろんな段階のもの、これを挙げることは一晩で出来るはず。それで問題は、マトリックスは単なる行動であって、それを一体どうやって動かすか。どうやって、そのマトリックス、いわゆる住民参加の仕組み、かたちを動かすかというために、次にはそれを動かす仕組み、いわゆる、OSが必要となってくるわけですね。そのOSが何かといったときに、こういうまちづくり推進委員会のようなもの。ここがそれをちゃんとみていかないと、マトリックスだけつくりました。今度の橋に関しては、行政はパブコメをやりました、ワークショップをやりましたという答えであつたら、今までと何も変わらないわけです。ですから今回少なくともパブコメの前、年度内と要求しているのは、市民参画条例をつくらぬのであれば、そういうモデル、こういうモデルを、これからつくっていきますという提示だけはしてほしいのです。これは多分、3日、4日あれば出来ると思うのですよ。要するに全員の部長の意見を聞いたり、今、抱えている各部署が何を問題にしているのかということは、それは必要ないのですよ、今の段階では。例えば、こういうもの、こういうもの、こういうもの、それが1のレベルから10のレベルのもの。それから、もう1回言うけれども、住民参加も1のレベルから、10のレベルのもの。そのマトリックスをつくって、あくまでも抽象論ですよ。それを動かすためには、行政サイドには、総合的には政策評価があるだろう、それから市民が参加出来るものとしては、市民会議はあるかもしれない。ここで、先生が出した、まちづくり推進委員会のようなもの、新たにつくるということでもいいけれども、そういう何がしかの運営なりチェックする組織がない限り、そのマトリックスなり仕組みを何万枚つくって、これは意味が無いことなのですね。ですから私がさっき言ったのは、今、具体的な事例としてのマトリックスをつくってくれということではなくて、抽象概念でいいから、こういうモデルのものを、これから考えていきたいということまでは、早めに出してほしいということなのです。それは、ご理解いただけますか。これは難しい問題ではなくて、まちづくりの雑誌とかテキストとか、10冊読めば簡単に出てきますよ。もう、皆さんプロなのだから。

佐藤(建)委員

私は、高橋先生の試案の第11章の部分、第三者委員会のことについて言いますと、これは事務局案の第27条の中身を、うんと膨らませて詳細化したものというふうに理解できますので、ですからここでは、原案では市民参画のもとで検証し必要な措置を講ずるということだけで終わっているのです。これを詳細化したのが、実は、高橋先生の試案だろうと思うのです。まちづくりそのものが実際に行われているかどうか。そのまちづくり基本条例の中の市民参画、協働というものは、当然入ってくるわけですから、それが円滑に行われているかどうか検証するということですから、この部分を膨らませて、大きくやっていくのかということだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

議長

そろそろ策定委員会として、あと住民投票、それからその他の部分、お疲れかと思えますけれども、30分まで耐えていただきたいのですが、誠に申し訳ありません。私がこういう新しいものを出してきたので、さらに議論がいろいろ進んでいるのですけれども、出来れば、まず先ほど部長さんおっしゃったように、この市の修正案では、

非常に表現がわかりづらい。例えば、先ほどの市の行政に関する基本的な計画のうち別に定める計画を除くという規定、私はみたことがないので、これは私が提示したような、比較的具体的なかたちでこれを列挙する。例えば分担金、使用料は難しいかもしれないけれども、それも含めて、出来ればこの第 12 条、13 条については基本的な発想は同じなので、私の修正案をベースにして、まず直していただきたいと思います。

それから、問題の先ほどの第三者委員会です。これをどうするか。これについては、これも出来れば含めてパブリックコメントに出すべきだろう。ただ、中身について、どこまで具体的に書くのかについては、これは場合によっては、宮古市のような簡単な規定でとりあえず、置いておく。ただ詳細については、また後日、第 4 回、第 5 回で検討する。これについて、第三者委員会をおいて、そこで、基本的にまちづくり基本条例の進捗状況とか、市民参画手続きについて、一応チェックしますよと。それぐらい書いておくような、そのへんも何とか 15 日に了解を得ていただきたいと考えています。そのあたり、いかがでしょうか。一応、策定委員会として求めたいと思うのですが、皆さん、そのへんでいかがでしょうか。

藤田(公)委員

簡単に書いておいてと委員長さんおっしゃいましたけれども、簡単に書いておいて、あとに具体性を含めたものに直すということについて、事務局サイドはそれについて、問題ないのでしょうか。ここで、その部分、きちんとご発言いただきたいと思うのですけれども、要するに、中身の方が、本当はこの中身の方でパブコメ取りたいぐらいなのですけれども、そうはいかないとなったときに、簡単にやっておいて、あとでというところで、それで市民さんが納得するのかなということと、市サイドそれでいいということなのではないでしょうか。中身に対して詳しくしていくということについて、ご意見いただきたいのですけれども。

村井地域振興
部長

佐藤委員のご意見いただいて考えますに、第 27 条のところ、条例に基づいて行われているかどうかを、第三者機関を設置し、市民参画のもとでというふうなことで、第三者機関を置くということ、この条例で決めておくと。それで、第三者委員会の中身は別に定めるといふくらいの記述では、いかがでしょうか。そういうことであれば 15 日にご提案出来ると思います。

議 長

市民会議の方々の市民参手続の条例化という熱い思いを、今回、市長さんはじめとして幹部の方が、一応それは駄目であると、時期尚早だと言ったわけですから、逆に言うと、4 年後、5 年後のある意味で、市民参画条例制定の道筋を付けておき、市民参画手続きの実効性を担保するというかたちでも、これぐらいの規定は置いておいていただきたいし、それに対しては、庁内調整が大変だと思いますが、そのへんの努力は、誠意を見せていただきたいというところが、私としては、お願いしたいのです。さっきの第三者委員会云々という規定では、ちょっと私はそれでは弱すぎると思います。

藤田(公)委員

今まで、花巻市さんのいろいろな規定とか携わってまいりまして、パブリックコメントで大幅に何かの意見が出たとか、何かというとき、大幅な修正というのが考えられると思うのですけれども、市民さんに分かりやすい言葉にするとか、置き換えるとか、文言修正とか、そういうものはパブコメの後にあったと思うのですね。ただ今この内容については、私が今まで携わってきた中には無かったと思うので、そのへんところ、すごく重要なところと、中に踏み込むところと、あと、このまちづくりというこの条例が動くのか、動かないのかということに関する内容ですので、策定委員会の責任として、どこまでパブリックコメントに出すのかというところで、市サイドの腹

の決め方というのですか、そのへんのところが曖昧に進んでいくと分かりづらいとか、動かないとか、信用しないわけではないのですけれども、市民さんに対して、こういう委員になって発言させていただいて、そういう中途半端すると、私の中にも、そういう吹っ切れないものがあるので、ある程度のラインというのですか、そのへんのところを策定委員会の方もそうですし、市サイドの方もそうですし、どこまでというところを、ちょっとすっきりさせませんか、ということです。

佐々木委員

先ほどから感じているのは、これがあつた方が、推進委員会も条例があつた方が市民もいいし、あと市の行政の方も市民に理解をしていただきながら良い行政が出来ると思うのですね最終的には。でも片方で、市民が管理をするとか、そういう話になるので、多分こっちの行政側も引くと思うのですね。そこなのですよ。だから両方で、良いものをつくって、要するに、市役所の職員の皆さんも、これ以上、業務が増えると思えるのではなくて、これをやることによって、もっと行政がやりやすくなるという部分で、やはり説得をしていくというような方向性だと思うのですけれども、どうも、そのへんのところが、これは永遠に接点が見つからないかもしれませんけれども、私はそうだと思うのです。市長さんの考えももちろんありますけれども、私たち一般市民は、すごく、あれしてほしい、これしてほしいと要求をしますよね。でも、やるのがたくさんある。担当者は一人しかいないというような、行政のスリム化を求められている。それで使うか使わないかわからない、議員さんの答弁書をつくらないといけないとか、とにかく、全然お互いが知りえないところで汲々としているところがありますので、そういう部分のところで、私は、このパブリックコメントには、このまちづくり推進委員会までは、私は出さなくてもいいと思います。

議 長

藤田委員が言ったように、出さないと、パブリックコメント用の素案にまちづくり推進委員会を載せないと、最終的な素案には載りません。パブリックコメント素案にないものをあとに出すということはまずいのです。ですからやはりパブリックコメントで、このまちづくり推進委員会やるのであれば、これはある程度ここに書いたことぐらいは、出来れば載せていただきたいし、さっき言ったように、市民参画条例をつくらないという、それに対して、やむを得ないのですけれども、こういう措置を、こうして条例を動かす仕組みをつくっておかないといけない。これは、別に市民が要求するとか、市民が決定するというものではないもので、市民と行政と一緒に協力して良いまちをつくりましょうと、そのための第三者委員会なのですね。そこをご理解いただきたいのです。

平賀委員

このまま、曖昧のままパブリックコメントに出すという方が、おかしいかなという気が、今してきたので、もし市の方で、もう少し考える時間があって、もっと良いものが、私たちの提案と併せて出来るならパブリックコメントを延ばしてもいいのではないかなと思うのですが、それは出来ないのですか。出来ないのであれば、早急に解決しないと駄目ということになりますね。並行線のままでは出せないと思います。

村井地域振興
部長

先ほど猿舘委員からお話がありましたように、監視をするという言葉が出ました。そういう意味でお決めになりたいということであれば、これは行政側、受け入れられないです。あくまで市民参画のまちづくりを推進するために、評価が大事ですよ、評価して検証して、そして改善していきましょうという前向きの委員会ということで考えていきます。

そこで私どもの第27条、検証。そこで市民参画のもとで検証しその、というふうにかいてあります。これについては、前回の総合計画委員会でも異論がありませんでした。

た。しかし市民参画のもとでいいながら、どうやってということが何もかかれていないですね。そこで委員長ご提案の「まちづくり基本条例の適正かつ円滑な推進および市民参画手続の適切な実施を図ることを目的として、花巻市まちづくり推進委員会を設置する」これを、第1項にして、第2項を、「その他、委員会の組織、運営に関しては、別に定める」を第2項。こういうことで、27条そのものを、そっくり書き換えてしまうということでは、いかがでしょうか。

議長 　ただ、27条については、この私の案の第12章、その他、検証という部分がありまして、ここでは市民会議でやった期限を切ったということで、それをまた復活させているわけです。

村井地域振興部長 　それはまた次の議論にしましょう。第3項として入れるかどうかは別にして。いかがでしょうか。

丸山委員 　結局、市民参画という言葉が、全部、グローバルにいっしょくたになっているのですよね、今。ですから、今の部長のような意見が出てくるのだと思うのですよ。要するに市民参画条例というのは、いろんな行政行為に対する、市民と一緒に考えて協働していくシステム、方法論なわけだし、今の、この27条にも確かに含まれていますよね。ですけどここでは、まちづくりの条例に従って云々、市民参画のもとでなわけです。それから審査するものは、もちろん全く異質ではないけれど、同じようなカテゴリーのものではあるけれど、ただ具体的に、ここで評価する対象は違うのです。もちろん同じものもあるかもしれない。ですから、ここで一括して第三者委員会みたいなものをつくるから良いだろうということにはならないだろうと思うのです。

村井地域振興部長 　まちづくり基本条例が、適切に推進されているかどうかということですが、先生のご提案も包括してあります。

丸山委員 　ただし、どういうものがその条例に沿っていなかったか、あるかというのを審査する分母をつくるためには、市民参加条例、若しくはその規定が必要なのです。それが先ほどからおっしゃっているように、パブコメの前に、そのモデルでも出るのであれば、はじめて今の文章の修正もあり得るのだけれども、文章の修正だけが先にやって、このモデルはどういうものか分かりませんということであれば、これは今、何とも言い難い。

それから、あとから時間がないと終わってしまっただけでは困るので、住民参加のツールというところの市民参加の手続きですね、もう一回戻って申し訳ないのだけれど、3頁。関わるので言っておきたいのですが、1に審議会、2に意向調査、3に意見交換、4にパブコメとありますが、例えば、ここに、ワークショップ。創造的な計画、検討会とか、それからコンセンサス会議とか、そういうものも入れておかないと。

村井地域振興部長 　入っています。ワークショップは意見交換会に。解説で書き込みます。

丸山委員 　とりあえず、コンセンサス会議は。

議長 　それについては、その他の市民参画の手続きの部分で埋めますので、私は意向調査、アンケートは、市民参加と思ってはいませんので、出来れば、この市民会議という、今回定着した方法を、特に総合計画とか各種基本計画の策定なんかには生かして欲しい

という意味を込めて市民会議という手法を入れました。これは紫波町では、つくろう委員会という名称でも入りましたので検討していただきたいと思います。

そろそろ、市民参画の部分に関して、まとめないといけないと思うのですが、確かに策定委員会の中で割れております。これについて今、結論は出せない。ですが、これについて方向性を出さないままパブリックコメントをするというのは、非常に問題がありますので、出来れば、この私の試案に沿った方向で、何とか庁内をまとめていただけないでしょうか。負担をお願いするのですが、それを出来れば踏まえたかたちでのパブリックコメント案をやっていかないでしょうか。実際このまちづくり基本条例の運用とか、市民参画手続きの運用に関して動かす仕組みが出来てこない。その部分があるのですね。それを出来ればお願いしたい、大変なのですけれども。ここは、これまでの1年間以上の市民会議の方々との信頼関係も、やはりこれから継続すると。これから、さらにまた、まちづくりとか市民参画手続きについて、もっと広く市民の方、特にやる気のある方の、要するに伝えるという点でも大変なのですけれども、もう一押し頑張っていたいただきたいということで、いかがでしょうか。

村井地域振興
部長

大変申し訳ありませんが、先ほど申し上げましたおり、基本的にこのまちづくり推進委員会を設置して検証していくということはよろしいかと思えます。ただ、その中身、例えば委員会の人数、10人が良いのか12人が良いのか。それから公募による委員が半分以上必要なかどうか。そういうことは後で決めたいと思うのですよ、別に定めるといことですね。これは皆さんとまた十分にご相談をしながら、また別な場になりますけれども市民との協議をしながら、今後、具体的な中身は検討していくと。任期等もそうですよね。現時点で、これ、いきなりぼんと条例案として、載せるわけにはいかないの。

議 長

それでは、これは並行線になりますので、さっきの部長さんの提案でありましたように、このまちづくり推進委員会、名称はまた、ご検討いただきたいのですが、これを設置をする。ですから、この第1項は生かしていただいて、それについては別に定めるとかいうふうなかたちでよろしいですか。それで、パブリックコメントにかける。そのへんで、よろしいでしょうか。このような方向で、何とか庁内のご理解をいただくよう頑張っていたいただきたいと思えます。

村井地域振興
部長

その方向で、やります。

議 長

それについての結果は、早急に私の方に、15日過ぎたら、ご連絡いただきたいと思えます。

では、今日はこれ以降、次の会議は1月になってしまいますので、何とかパブリックコメントに向けて固めていきたいということで、その次の案件である住民投票ですね。これについて、みていきたいと思うのですけれども、問題は住民投票に関しては、これも実は条例化が曖昧であるのですね。常設型の住民投票制度については、確かにここから読み取れるのですが、住民投票条例をつくるのか、つくらないのか。この方向性については、下手すると、また施行規則で住民投票やりかねないと、こう、考えられますので、このへんについては、どうなのでしょう。

村井地域振興
部長

これは総合計画委員会の方の中でも、条例事項であろうということで合意をしておりますので、この基本条例上は書きませんが、これと併せて解説を書くことにしております。お手元に資料の2でお配りしております。その9頁のところ、解説等の

ところで、住民投票のところの解説で具体的な仕組みについては、別に条例等により定めることが必要となりますということで書き込んでおりました。

それから、その他にも環境に関する条例であったり、個人情報の保護であったり、情報公開であったり、そういうことも、これら既に決まっている条例ですから、こういう条例に決めてありますよということを紹介しております。それと同じ並びで、この住民投票についても、条例が必要ですよということを解説に書き込んでおきたいと思っておりました。以上です。

議長

結局、本来は住民投票の請求のところ、一番最後に、別に条例で定めるということ、これを明記すべきなのですが、先ほど市民参画条例について、仮に住民投票のところ、別に定めるとあって、なぜ市民参画条例で別に定めると入らないのかと、こういうことになるので、苦渋の結論として委任というところで、ちょっと曖昧だったのですが、一応、今いった逐条解説に明記して、きちんと住民投票条例をつくるというふうに理解したのですが、それでよろしいでしょうか。そういうことを、ちゃんと行政にやっていただくというためにも第三者委員会を設け、進捗状況をチェックするということが大事かと思えます。

それでは、残った時間でその他の部分について、駆け足で議論していきたいと思うのです。時間超過して申し訳ないのですが、もう少しお付き合い下さい。

それで、実は、佐藤委員の方から、その他の事項について、ちょっと指摘事項があるということで、ペーパーが用意されていますので、それを説明していただきたいと思えます。

村井地域振興
部長

もう1件、議論の中でもありましたが、「です・ます」調にするかどうか。これも、ご意見いただきたいと思えます。総合計画委員会の中でも、住民にわかりやすい表現にしたほうがいいのではないかという意見もありました。

佐藤(建)委員

もう既に議論されている部分もありますので、割愛しながら、第1章からまいります。まず、言葉の定義のところでは「住民」と「市民」というのを私たちは分けて書いたのですが、事務局案では「住民」が抜けていると。これを抜かした理由というのが、地方自治法で定まっているからというふうなことだったかと思えます。住民投票との関連が非常にありますので、私たちはあえて外国人を含むということを入れたのです。それが抜けてしまって、住民投票の方では、外国人もないのですね。住所を有する者ということだけになっていまして、解釈上はどうなるのだということ、当然なっていくわけで、公職選挙法とどう関連するのかということ、議論が当然出てくるわけで、定義の中に住民は入れるべきだと思います。外国人を含んだ住民を入れるべきだというふうに思えます。

それから「結い」については、前文にのみのっかって、本文から削除されたのですよね、確か。その根拠は、不明確な言葉であるからというふうな、根拠だったかと思えますが、私たち市民会議としては、結いこそが花巻らしさの象徴だと思っていました。あえて本文にも入れたのです。ですから定義に入れてしまえば問題ないと。不明瞭ということは解消されるはずで、私たちも定義には入れたわけです。これは不明瞭だからという理由で抜かされてしまったというのは、定義したのに、どこが不明瞭なのかという、そういう議論になっていくかと思うのですが、それが2点目です。

それから第4章、市民の権利及び責務の中で、事業所等の責務というのは、市民に含まれるからいらぬのではないかというふうな議論で抜かされていったと思うのですが、これはやはり事業者の責務というのは特筆すべきだというふうに思えます。他の前例をみますと、だいたいみんな入っています、事業者の責務は。花巻だけ、なぜ

抜かさなければならぬかという理由が、私には理解出来ません。

第6章、私たちの案は何のためにどうするという「ために」があったのですが、それが全部削除されたので、それでもいいのかなと思いますが、何のためにという理由があった方が、より明確になるかと思います。

第9章、これも行政サービスという言葉が抜かれたのですが、市政運営の原則ですね。行政サービスが抜かれた理由が、この場合の行政サービスは非常に広く考えるという議論だったかと思いますが、行政サービスは行政サービスであって、広いも狭いもないわけで、これはなぜ抜かされたのかという根拠が分かりません。

それからあと高橋先生と同じですが、最後、見直しですね。我々は「4年を超えない期間ごとに」というのを入れたのですが、これが抜かされたのです。これは抜かされた理由が当然であると。条例の見直しは当然であると。だから見直しをする必要がないのだということだったかと思いますが、やはり期間を限定して見直ししていかないと、いつ誰がするのかというのが、非常に不明瞭になっていくというふうに思いますので、これはもう一度、再考をお願いしたいと。以上です。

議長

より総括的な指摘があったのですけれども、これについて、特に「住民」です。住民は、相当、市民会議で議論しましたので、市民と住民の違い、これをきちんと定義しておこうと思います。住民には、永住外国人も入ると。実は、これ私が前に職員対象の研修をやった際に、ある職員の方から、花巻の場合、永住外国人もたくさんいるので、そのへんの規定も入れるべきだという意見もあったのです。なぜ、住民をとったのかというのは、やはり私も伺っておきたいという点ではあるので。

それから先ほどの、特に事業者の責務と。これが、なぜ入らないのかということも含めていかがでしょうか。

事務局(奥山上
席主任)

まず「住民」ですけれども、先ほどお話ありましたように、一つは地方自治法で定義がされているということなのですが、地方自治法では「市の区域内に住所を有する者」とされており、「市民」といった場合に「住民」が含まれないとは、通常考えられないだろうということから、ここで、市民を規定しておりますので、あえて住民を規定するという、そこまでは必要ないのではないかなというのが、もとの考えにございました。「住民」が実際に言葉として出てくるのは、住民投票の部分となっておりますので、その住民投票のところで、規定させていただく格好のほうがよろしいのではないかとということで、そちらに入れさせていただいております。

また、外国人につきましては、住民投票条例になるか、まだ決まっているものでは、もちろんございませんが、条例等で別に定めると解釈上してございますので、その中で検討していく段階で、外国人の永住資格についても27ほど資格があるわけですが、どこまでを含めていくのかということも含めて検討が必要であろうということで、あえて規定はしていないということでございます。

それから、事業者につきましては、規定している自治体も確かにございます。ただ、ここで規定した場合に、「市民」という規定に比べて、ちょっと重過ぎるといいですか、強すぎる規定の中身になっているのかなと。ここまでの規定ではなく、通常の規定だとすると、市民という中で含まれる範囲でもよろしいのではないかなということで、あえて事業者というのは、省かせていただいているということでございます。

議長

佐藤さん、いかがでしょうか。これも、なかなか並行線になってしまいますので。大事な条例ですので、どうしても、言葉遣いから、定義からして、非常にこれは時間がかかる議論が必要なのですが、わずか3回の策定委員会で、パブリックコメント案をつくるということで、今日も1時間近く超過しようとしていますけれども、5時に

は終わりますので、なんとかお付き合いいただきたいのですが。

佐藤(建)委員 住民投票条例を別途に定めるということであれば、その中で定義をするということで納得します。ですから定義から外しても生きるということで分かります。

事業者等の責務というのは、なぜ外したのかというのが、市民の一部だからいいのだという論理ですが、市民とは違うでしょ、事業者は。確かに、市民には入りますけれども。影響力が全然違うでしょ、一市民とは。私が住んでいるところでは悪臭問題というのを抱えているわけです、目の前に。長年、被害者であるわけです。やはり、事業者等の責務というのは、きちんと明記すべきだと思います。今後の花巻のことも含めて、環境権のことも含めていけばと思いますが、いかがですか。

議 長 ただ、これ、市民会議の提案にも、事業所の責務、入っていませんね。入っていましたか。

佐藤(建)委員 第9条、第3項です。

議 長 単独の条文はないのですね。

佐藤(建)委員 はい。

議 長 例えば、今、奥州市でもつくっていますが、奥州市は、事業所の責務について、単独条文で環境に配慮しなさい、という規定を入れておりますが、どうでしょうか。花巻は、市民会議の提言書自体も、単独では条文つくらない。市民の中に入れていくということで、これは流れとしては、事業者に対する環境の配慮をお願いするといったような規定は採用されつつあるのですが、単独条文ではなくて、市民会議のように、市民の責務の部分に一文加えるというかたちで、復活させていただけないでしょうか。

丸山委員 くどいですがけれども、結局、行政の立場で、法律的な条例の妥当性を追求する見方をされていると思うのですが、この条例は、市民が快適、住民が快適に暮らせるための条例だろうと思うのです。その時に、市民が事業者の動き、特に花巻で大きな問題が起こってきた。これから、ますます環境問題が大事になる。そのときに、やはり事業者に対する、ちゃんと意識を、我々も行政も持ってくれということが入ることに関して否定される要素はないと思うのですけれども。入っていて悪いことは一つもないものを、なぜ省くのか。それは単なる法律的な考え、さっきの住民と一緒に、自治法に規定されているからいらないのだということであれば、市民がこれを読んでも分からない。ということで、是非これぐらいは入れておいていただきたいと思います。

村井地域振興
部長 これは、入れて、15日に提案してみます。

議 長 それではもう一つ、実は前回少し議論になった16条、地域コミュニティ会議。これについて一部の委員の方からは、あまり具体的な組織名までは入れるべきではないのではない。16条は、むしろカットしたほうが良いといった意見もあったのです。それに対して今回「地域コミュニティ会議等」という、要するに市が一応認めた、コミュニティ会議以外の組織でも協働の相手になりますよというように広げたわけですが、このへんいかがでしょうか。

佐藤(建)委員 よろしいと思います。

丸山委員 コミュニティ会議をみんなで育てようということも、一つに住民参加だとすれば、今が完璧ではないけれども、これから育てていきたいと思います、一緒にという意味で、「等」が入ったことで、結構だと思います。

議 長 ありがとうございます。それでは、条例一番最後の方ですが、さっき言った「検証」の部分ですね。27条については、先ほどのまちづくり推進委員会を設置をすると、検証の部分が変わってくるわけです。その後で、先ほども出ているように年限を切るかどうかというのもありまして、市民会議の提案では、4年を超えないということもあって、私の案でも一応、4年超えない期間ごとにその委員会の意見に基づきとあります。そこまで書くかどうかは別にですが、このへんの部分、これについても出来れば27条に関しても見直していただきたい。難しいとは思いますが、出来れば私の修正案をベースにして、なるべく年限を入れるようなかたちで、再度15日に諮れるようにしていただけないか。今日は、いろいろお願いしておりますが。

村井地域振興 はい。ただこれは、年限を切られるということに、かなり抵抗がございますので、部長 ちょっと議論になるかと思いますが。

議 長 妥協線として、今、言った第三者機関の方で見直すといった規定があれば、それを使って、まちづくり推進委員会の方で市民参画条例の機が熟したと判断して市長に提案するといったことが可能になりますので、むしろ、その仕組みがちゃんと出来ていれば、あえて4年と切らなくてもいいかもしれない。本当は切りたいのですが。でないと、なかなか行政も動かないので。

それでは、今日は誠に申し訳ございません。市民参画条例の部分に、だいぶ時間を割いて議論しまして、まだまだ本当は、いろいろ議論したい点があったのですが、予定時間を1時間近く超過しようとしておりますので会議を終わりたいのです。一応、確認しておきたいのですが、これから、パブリックコメントが来月の初めにあるわけですが、まず、今日いろいろ宿題が出ました。私も大分、主張したのですが、今、言った、特に市民参画手続きとか、或いは点検、評価の部分ですね。このへんを含めて、或いは第三者委員会も含めて、この点について、15日の総合計画委員会が大きい山場だと思うのですが、そこでなるべく、今日いった方向で提案していただいて、それを踏まえたかたちで各委員に最終的な修正案を、まず、送付していただく。場合によっては、委員長、副委員長と協議して、最終的な案を決めるというかたちでよろしいでしょうか。それで何とか、30日のフォーラムは、お互い非常によくやったという満足感を持って迎えたいと思います。お互い口の中に物を含んだような形ではなく、お互い達成感を持ってフォーラムに臨みたいと思います。市民参加で条例をつくるというのは、大変なのです。市民の意向もありますし、関わったかたの思いもある。しかも、行政の方の仕組みもある。市長の意向もあるということで、これはお互い、それぞれ市民の意向、行政の意向、全部反映するのは難しいのですが、しかし、やはりそれぞれが達成感を持って、自分たちがつくった条例で、これに基づいてまちをつくっていかうと、そういった機運が生まれるようなかたちで、良い方向で進めていきたいです。

ということで、本当に事務局には御苦労ばかりかけておりますけれども、是非とも、もうひと頑張りお願いしたいということで、会議の方は、これで終わりたいと思います。ご苦労様でした。

村井地域振興
部長 すみません一点だけ、さっきの「です・ます」調ですが。

議 長 これは、元に戻していただいて、「です・ます」調にしていただけませんか。

丸山委員 中学生でも分かるという原点は、極力守っていただきたい。

村井地域振興
部長 はい、そのように、提案してみます。

議 長 市民参画手続きのところは、非常に難しくなってくるので、中学生とはいかなくなると思います。分かりやすさと厳密性というか、実効性と、どう両立させるかという点で悩みあるのですが、このへんもまた事務局に投げてしまって申し訳ないのですが。ということで、今日は皆さん、1時間、長く延長しまして申し訳ございませんでした。私の方が、いろいろ話してしまって時間がかかったのですが、何とか良い方向に向かってきましたので、これでは1月の18日、次回の策定委員会を迎えたいと思っております。

今日は、どうもありがとうございました。

事務局(佐藤地
域振興課長補
佐) どうもありがとうございました。今、委員長から、お話があったように、30日のシンポジウムに向けて、これから進めてまいりたいと思いますが、その中で、先生と、丸山委員さん、平賀委員さん、佐々木委員さんには、ちょっと、お残りいただいて、お手伝いいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日、以上で終わります。ご苦労様でございました。

(午後5時 散会)